

第12回国民経済計算体系の整備部会 議事録

1 日 時 平成30年10月22日（月）9:26～12:14

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、北村 行伸、西郷 浩、関根 敏隆、野呂 順一

【臨時委員】

山澤 成康

【専門委員】

小巻 泰之、斎藤 太郎、新家 義貴、菅 幹雄、宮川 幸三

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【審議対象の統計所管部局】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：上野室長

内閣府経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、二村国民経済計算部長、鈴木企画調査課長、角井分配所得課長

【事務局】

（総務省）

横山大臣官房審議官

政策統括官（統計基準担当）室：北原統計企画管理官、澤村統計審査官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

（内閣府）

経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、二村国民経済計算部長、鈴木企画調査課長

4 議 事

（1）生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について

（家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等）

（2）「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について

（3）SUT及びQEタスクフォース会合における審議状況報告

（4）その他

5 議事録

○宮川部会長 まだ少し定刻より早いのですがけれども、また、野呂委員がまだいらっしゃっていませんけれども、野呂委員は9時半までには間に合わないということを知っていますので、今日は議題も非常に多くなりますので、ただ今から、第12回国民経済計算体系的整備部会を開催させていただきます。

本日は、所用により、川崎委員が御欠席です。また、河井委員は11時15分頃に途中退席される予定です。今申し上げましたように、野呂委員は少し遅れていらっしゃる御予定です。

本日は、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値に関する試算結果を中心とした生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況、「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応、SUT及びQEタスクフォース会合における審議状況報告について御審議いただきます。

また、議題のその他の中で、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について、検討状況の報告があります。

それでは、まず、本日用意されている資料につきまして、事務局から御確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室室長 では、配布資料については、議事次第に示しておりますとおり、資料1が、生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について(家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等)。資料2-1が、雇用者報酬について。資料2-2が、「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について。資料2-3が、「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について(説明資料)。資料3-1が、第10回SUTタスクフォース会合の概要。資料3-2が、第2回QEタスクフォース会合の概要。資料3-3が、第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点。資料4-1が、年次推計の改定要因に係る検証～検証の経緯と方針～。資料4-2が、第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況分析の進捗について。資料4-3が、経済産業省生産動態統計と工業統計の概念差について。資料4-4が、食料品関係品目及び鋼船に係る検証。併せて参考として、参考1、第10回SUTタスクフォース会合資料。参考2、第2回QEタスクフォース会合資料となります。

不足があればお申し付けください。

資料の説明は以上となります。

○宮川部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況についてです。

本議題に関しては、本年3月に閣議決定された、第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、2つの課題が掲げられております。

1つ目は、「家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討」し、平成30年度中に実施することとされています。

2つ目は、「生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取り扱いについて」、平成30年度末までに結論を得るとされています。

それでは、これらの課題に関し、内閣府より御報告をお願いいたします。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 それでは、内閣府から、資料1に沿って四半期別GDP速報の充実に係る課題の検討状況について、本日は、家計可処分所得及び家計貯蓄を中心に御説明をさせていただきます。

資料1、1枚めくっていただきますと、2ページ以降に、前回、7月の部会におきましてお示しをしました全体の検討状況の概要を改めて掲載いたしております。四半期速報の充実に係る課題につきましては、段階的に検討を進めておりまして、先ほど、部会長からも御紹介がありました公的統計基本計画におきまして、今年度中の公表を目指して検討をすることとされております家計可処分所得及び家計貯蓄に関する検討を先行して進めております。その状況について、本日、この後で御報告を申し上げます。

また、本日の御審議を踏まえまして、更に検討を進めて、最終的な案のような形で次回の部会で御報告をしたいというふうに考えています。

一方、資料の3ページ、4ページに、分配面、生産面のGDP速報に関して、これも7月の部会で御報告した内容、資料をそのまま再掲しておりますが、こちらにつきましては、毎月勤労統計に関連する雇用者報酬推計における対応につきましては、本日、議題(2)で御報告をいたします。今回は、この対応に集中的に取り組んだということもありますので、分配面、生産面のGDP速報全体の検討状況につきましては、7月の部会でお示したスケジュールに沿って、年明けの部会にて御報告をさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして6ページで、家計可処分所得、家計貯蓄率の推計の全体像を概観しております。ページの上段、点線の枠囲いの中に式をお示ししておりますが、家計可処分所得につきましては、その式の右辺の各内訳項目をそれぞれ推計いたしまして、それを積み上げる形で推計をするということを考えております。

それから、家計貯蓄率につきましては、こうして求めた家計可処分所得に年金受給権の変動調整という項目を加えたものを分母として、いわゆる消費性向を求めて、1からそれを控除する形で求めるということを考えています。

ここで年金受給権の変動調整という項目について、簡単に補足的に説明をさせていただきますと、これは発生主義で記録される企業年金など、そういうものについては金融勘定の方で年金受給権というものが記録されます。そういう制度に関する掛け金などの支払い、それから給付金などの受け取りの差額をあらわしている項目です。SNA上、そうした年金受給権が記録されるような制度であっても、掛け金を払うと、一旦、純社会負担の支払いとして家計可処分所得を減ずるように記録をされるわけですが、これは年金受給権という形で家計の金融資産に振り替わるものでありますので、貯蓄の計算にこれが影響を与えないように調整するという、そういう項目です。

なお、公的年金に係る支払い、受け取りにつきましては、この年金受給権の変動調整にはカウントされないものです。

枠囲いの下に3つ丸がありますが、1つ目の丸に記載しておりますとおり、家計可処分所得等の検討においては、2008SNAにおける各種変更を踏まえた新しい平成23年基準に対応した形の推計方法としているということです。

それから2つ目の丸につきましては、詳しくは次ページ以降で御説明いたしますが、いずれの項目につきましても、前年の年次推計時の四半期分割値を基に延長推計をするという考え方で推計しております。

延長推計の方法については、いろいろ項目によって利用可能な基礎統計が異なりますので、その状況に応じてQEで既に推計されている項目を活用するとか、四半期別の補助系列があるので、それによって延長する。あるいは四半期はないけれども年次ベースの補助系列があるので、それを用いて延長する。最後は、そういう情報がとれないという項目については、トレンド推計などを用いるという形で、様々な手法を用いて推計をいたしています。

最後、3つ目の丸ですが、季節調整につきましては、上の式でお示ししている家計可処分所得を推計する各内訳項目のレベルで季節調整を行っているということです。

資料をめくっていただいて、7ページ、8ページで、もう少し詳しく各推計項目に関して推計方法を具体的にお示ししております。

7ページの表から見ていただきますと、まず一番上、雇用者報酬については、既にQEにて公表している系列がありますので、それをそのまま使用しております。

2段目、営業余剰、これは家計に関しては持ち家の営業余剰ということですが、これに関しては、QE推計の中で持ち家の帰属家賃という項目があります。それとの連動性が高いと考えられますので、これを補助系列として延長推計しているということです。

それから、次の段、個人企業の混合所得です。そのうち農林水産業に関しましては、適切な基礎資料が得られないということでありまして、年次推計における前年同期値を横置きという形としております。個人企業のそれ以外の産業に関しましては、個人企業経済調査における1事業所当たりの営業利益、それに労働力調査におけます自営業主数を乗じた推計値を補助系列として延長推計をいたしております。

それから、財産所得に関しては、得られる情報にかなり制約があります。利子受取に関しましては、QE推計の過程で得られる利子率や残高のデータを用いて延長推計ということをしてはいますが、それ以外の財産所得につきましては、情報が無いということで、前年同期値の横置き、あるいはトレンド推計といったような方法をとっています。

続きまして、8ページの表で残りの項目の推計方法をお示ししておりますが、一番上の所得・富等に課される経常税、いわゆる直接税と範囲が近いものですが、そのうちの国税に関しましては、財務省から毎月公表されております収入額調を用いて延長推計をいたしております。

一方、地方税につきましては、実績データがこの段階では得られないことから、地方財政計画の税収見込額を用いて年度ベースで延長推計をして、それを四半期分割するという形の推計をとっています。

それから、純社会負担につきましては、QE推計におきまして、雇用者報酬を推計する過程で、雇主の社会負担を推計しております。その情報を活用した推計を行っています。

現物社会移転以外の社会給付というのは、その中の大きな部分を占めるのは年金ということですが、年金給付の関係は、各種制度の事業月報といったような基礎資料から得られ

る年金総額を用いて延長推計をいたしております。国の共済組合については、そういう情報がないので、予算書の情報で延長推計という形をとっています。さらに、地方の共済組合、あるいは私学共済に関しては、基礎資料が得られないことから、前年同期値横置きという形の推計をとっています。

それから、その他の経常移転については、仕送り金などの情報は家計消費状況調査、海外との経常移転のやりとりは国際収支統計など、そういうところから把握するという形で推計をしております。

それから、このページの最後になりますが、表の下に注記をしておりますとおり、生活保護制度など制度変更があった場合には、その内容や影響の規模を予算書等から把握して推計に反映をするという努力をしております。

以上のような方法で推計を行った試算結果を9ページ以降にお示ししております。以降のグラフにおきまして、2017年第2四半期以降に薄くシャドーをかけておりますが、ここが速報推計に該当する期間になります。それより前の期間については、既存の年次推計の四半期推計値をあらわしております。

9ページは、原系列をお示ししております。左側が家計可処分所得、右側が家計貯蓄率のグラフです。

そのうちの左下のグラフが、前年同期値の動きをあらわしておりますが、折れ線が家計可処分所得の原系列前年同期比の推移。それから、色を付けた積み上げグラフが各項目の寄与度をあらわしております。

見ていただくと分かりますが、寄与度が大きめなのは、まずはオレンジの雇用者報酬です。速報期間で見ますと、各期とも増加方向、可処分所得を押し上げる方向に寄与をしています。次いで、ピンクの財産所得、それから水色の営業余剰・混合所得の寄与も大きめというふうになっています。それから、紫の純社会負担（支払）については、基本的にマイナス方向、可処分所得を減らす方向に寄与しておりますが、これは増加基調にある雇用者報酬に伴って、各種保険料の負担が増えているという側面、それに加えて、各種保険料が段階的に上がってきているということも寄与しているというふうに考えられます。

続いて、同じページの右下のグラフ、これは家計貯蓄率に関しての前年同期差の動きを分析しているものですが、折れ線が家計貯蓄率の前年同期差の推移、それから積み上げグラフが所得要因及び消費要因に寄与度分解をしたというものです。

足元の速報期間につきましては、可処分所得の伸びが消費の伸びを上回っている期が多いという形で、前年同期と比べて貯蓄率が上昇する傾向があらわれております。

それから、下の10ページは、季節調整系列です。グラフの見方は9ページと同様です。

左下の家計可処分所得の寄与度を見ていただきますと、原系列と同様に、オレンジの雇用者報酬の寄与が大きくなっています。それから、水色の営業余剰・混合所得、ピンクの財産所得の寄与も大きめというふうになっています。また、紫の純社会負担が基本的にマイナスの寄与を示しているというのも原系列と同様です。

貯蓄率に関しては、右上の水準を示したグラフを御覧いただければと思います。足元の動きを見ても、ジグザグと上下に動きながらも、ほぼ横ばい、若干緩やかに上昇傾

向が読み取れる形となっています。水準としては、2012年ごろと同程度でありまして、2011年は下回るという形になっています。

続いて、11ページ以降で、少し推計精度に関する分析を行っています。11ページは、四半期ベースで見た各項目の改定状況を見たものです。これは速報推計と年次推計の改定状況ということです。

グラフの見方ですが、2016年度だけ点線で区切っておりますが、2016年度のみについては、最新の平成23年基準ベースで全ての項目について各四半期の速報推計を行って、それを年次推計値と比較をしたというものです。

一方、2015年度以前につきましては、この開発プロジェクトの中で、速報推計の開発に取り組んでいる項目のみについて、平成23年基準ベースの速報推計値を試算し、年次推計値との改定状況を分析しているということです。

その結果ですが、上段のグラフが家計可処分所得に関する分析です。各項目の改定寄与度を積み上げグラフであらわしておりますが、それを見ていただきますと、ピンクの財産所得の改定が目立っているということです。先ほど御説明いたしましたとおり、財産所得の推計に当たっては、基礎資料が乏しく、多くの内訳項目について、前年同期値横置きなどの推計となっております、これが年次推計との間の改定を生んでいるということです。この点については、引き続き、改善に向けた検討を続けたいというふうに考えております。それから、水色の営業余剰・混合所得の改定寄与も大きめというふうになっています。

続いて、下段のグラフが、家計貯蓄率の改定状況に関する分析です。水色の棒グラフが改定幅をあらわしておりますが、大きい四半期では、1.5ポイントを超えるぐらいの改定が生じています。

なお、2015年度以前につきましては、最初にグラフの見方の中で説明をいたしましたが、改定寄与の試算において家計消費は含まれておりませんので、全て所得要因による改定をあらわしているということになります。先ほど申し上げましたが、改定寄与の大きい所得項目を中心に、精度改善に向けて引き続き検討を続けていきたいというふうに考えています。

12ページは、年度ベースの改定状況ということで、四半期ベースの分析と傾向は変わりませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、13ページは、今見ていただいた速報推計から年次推計にかけての改定状況、あるいは推計精度という観点で、今回の我々の試算がどれぐらいのレベルにあるものなのかということを知るために、イギリスと比較をしてみたというものです。

イギリスにおいては、リビジョンに関するデータベースが公表されておりますので、そこからデータをピックアップしてきたというものです。そこで得られる項目が、雇用者報酬及び営業余剰・混合所得のみであったことから、この2項目のみを今回は取り上げさせていただきます。

少し注意が要るのは、日本の計数は原系列の前年同期比である一方、イギリスのデータベース上に載っている計数は季節調整済みの前期比であるため、比較可能にするために、イギリスの計数については単純に4倍した値をお示ししております。日本については、前

のページで見ていただいたデータを集計したものです。したがって、雇用者報酬については、2016年、1年分のデータだけをあらわしているものです。

結果、比較を見ていただきますと、幅を持って見る必要はあるかと思いますが、日本における速報推計から年次推計にかけての改定幅は、イギリスと比較して小さめになっているということがここから分かったということです。

それから最後に、公表系列の案につきまして、現時点では、14ページにお示しした案を検討中です。

基本的には、推計した各内訳項目も含めて公表するという事を考えておりますが、財産所得及びその他の経常移転につきましては、もともと基礎資料が乏しい中での推計ですので、受取と支払に分けて表章するほどの精度は期待できないというふうに考えられますので、受取から支払を差し引いた純受取額という形で表章するのが適当ではないかと考えています。

また、実質値につきましては、可処分所得のみ、家計最終消費支出に係るデフレーターで除した実質購買力という形でお示ししてはどうかというふうに考えています。

とりあえず内閣府からの説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○北村委員 最後の公表案ですけれども、今御説明があった財産所得が受取、支払がはっきりしないので、ネットでということですが、そのロジックがよく分からないのですけれども、両方あまりはっきりしなかったら、引いてもあまりはっきりしないのではないかと。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 おっしゃるとおり、合わせてもはっきりしないというのはそのとおりですが、それを更に受取と支払に分けても、ある種、追加情報がないといえますか、そういう意味でまとめてしまってもいいのではないかとということです。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

私からも、その公表に関して1つ関連しているのですが、これは遡及はどこまでされるのかということと、先ほど、11ページのところで、2016年度は精度を考えられるときに、2011年の基準でやられているわけですが、2015年度の前までは、改定前のところで精度をチェックされているということになりますよね。そういうことですか。少しよく分からなかったのですけれども。つまり、やられるとすれば、2011年度の基準で遡られるのだらうと思っっているのですが、それを遡ってやられるとすると、精度のチェックは2011年度基準で行われなければいけないのではないかと思います。私が誤解しているのかもしれませんが、よろしくお願いたします。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 今回やっている作業は、速報推計の開発ということでありまして、過去につきましては、年次推計の四半期値が平成23年基準で

すので、要は、年次推計があるところはその数字、そこから先の速報部分を新たに出していくというものです。

○宮川部会長 そういうことですか。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 改定の精度のチェックも、今回やったのは、要するに、今ある数字は、もう年次推計ベースになっていますので、仮に23年基準で速報推計やってみたら、各年どういう速報値が出てくるかということのを計算してみ、それと年次推計値との改定幅をチェックしてみたというものです。

そういう意味で、あくまでこの改定の分析は仮想的なデータを作って検証してみたものです。実際に出す数字は、年次推計があるところは年次推計値、その先の部分を速報推計という形を出していくということです。

○宮川部会長 はい、分かりました。

ほかに何か御質問はありますか。

はい、どうぞ。

○野呂委員 資料の8ページ目の推計のところですけども、まず表の中の一番上の税につきましては、おそらくこれは行政記録、税データを使うという方向の中で御検討を進めていらっしゃると思っておりますが、こうした行政記録をダイレクトに使えないかなという思いがいたします。

もう1つ、社会保険料のところですけども、これも、例えば給付もそうですし、掛け金も標準報酬月額が決まれば、1年分の社会保険料が決まるわけですし、もしダイレクトに使えれば、作業負担も少なく精度の高いものができると思うのですが、こちらの行政記録の利用の進捗状況みたいなものはどうでしょうか。

○宮川部会長 お願いします。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 基本的に給付の側については、各種年金制度など社会保険制度の中で使えるデータを使わせていただいているというものです。

負担側は、QE推計の過程で得られるデータなどを用いてというふうに間接的な書き方になっていますが、QE推計の中で雇主の保険料の負担を考えると、いろいろ各種の社会保険制度を所管している方からデータをいただきながら推計をしておりますので、そういう意味では、各種事業者のいわゆる行政記録情報みたいなものを、使えるものは使って推計をいたしているということです。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○野呂委員 社会保険料もそうですし、給付もそうですけれども、毎年制度が変わったり、標準報酬月額も上限額が変わるわけですし、やはり過去のデータから引き延ばすと反映が遅れるとか、ゆがみが出ると思います。できればダイレクトに寄与している金額、あるいは、引き去る社会保険料を利用できれば、本当は作業負担も少なく、精度も高いのかなと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 データがとれるところは実績をとっておりますし、あとは、そういうところがとれなくて何か賃金の動きで推計する場合にも、

保険料率の変更みたいなところは加味しながら推計はいたしておりますが、引き続き、できるだけとれる情報はとって反映できるように検討したいと思います。

○中村部会長代理 野呂委員と一緒に場所の国税、所得税のことですけれども、この収入額調べ、現金ベースの収支であって、ですから、申告分を見ると、4月、5月は還付が多くてマイナスになってしまっているということなので、これをそのまま使えるのかという気がするのですけれども、でも、振り返って年次推計についてもそういう現金ベースのものになっているのであれば、それとは整合できたということだと思います。ただ、発生ベースとは相当違うものなのでという注意が必要なのではないかという気がいたします。

それと、7ページの混合所得、個人企業経済調査は、これは四半期はなくなって年次になってしまうのですよね。そうなった場合にどう対処されるのかお聞きしたいと思います。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 税の現金ベースか発生ベースかというところは非常に悩ましい問題でありまして、所得税に限らず税全体に当てはまることですが、そこはできるだけ発生ベースに近付けられるようなものは近付けるような努力はいたしておりますが、御指摘の点は非常に重要な点でありますので、引き続き、何か改善ができるかどうかといったようなところは検討したいと思っております。

それから、個人企業経済調査、おっしゃるとおり、四半期調査が廃止されるということになります。その場合は、まずはほかの代替的な指標が得られるかどうかというところを検討したいと思っておりますが、なおかつ、それでも難しい場合には、何か代理指標がないかどうか、そのようなところを調べていきたいというふうに考えております。今のところ、具体的にこれというところは、まだ目星がついていないところです。

○宮川部会長 ほかにありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○小巻専門委員 13ページの推計精度の定量評価です。この比較の方法ですけれども、何か違うものを比較していると思われま。つまり、日本は原系列で、イギリスは季節調整系列であり、合わせてやった方がフェアではないのかと思います。また、イギリスの数値は4倍にしていますから、過大に出ていると思います。同じ平そくで比較された方がいいのではないかという感想を持ちました。

以上です。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 単純に比較できないというのはおっしゃるとおりで、我々も、まだ季節調整系列まで至っていない中で、今回はこういう簡便的なお示しの仕方をさせていただきましたが、厳密な比較はベースをそろえないといけないということはおっしゃるとおりだと思います。

○宮川部会長 ほかに何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、内閣府からの御説明に対して幾つかの御意見がありました。特にいわゆる税務データをより活用すべき点、ただ一方で、現金収支ではなくて発生ベースに戻していくような点というのは、発生ベースにできるだけ修正するような点は、十分注意して、今後、検討していただきたいというふうに思いますし、それから、中村部会長代理からの御指摘

もありましたように、個人企業経済調査が四半期推計から年次推計になることについての代替的なことについては、やはりもう間近にも迫っておりますので、ある程度の方考え方を示していただくようにした方がいいかと思えます。

それから、小巻専門委員からお話がありました13ページの比較ですけれども、これもごもっともだと思いますので、これは公表資料になりますので、もう一度、修正した上で、もう1回、国民経済計算体系的整備部会で最終案を出されるということですので、それまでにきちんとしてできるだけ精度の高い比較ができるようお願いしたいと思います。

こういうふうなまとめ方にさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、毎月勤労統計における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応についてですが、その関連として、関根委員より、前回部会の議論に関する補足説明資料の提出がありました。前回の復習ということですので、まず関根委員に御説明をいただいた上で、続いて、内閣府より御説明いただくことといたします。

関根委員、お願いいたします。

○関根委員 ありがとうございます。お手元の資料2-1を御覧ください。今御紹介いただきましたように、私からは、7月12日の本席で申し上げたことを、問題の所在ということで繰り返したいと思います。

表紙をめくっていただきまして、右下のスライド番号が1というところですが、左側のパネルでは、毎月勤労統計の一般労働者の所定内給与と、パートの所定内時給をプロットしております。御案内のように、現金給与総額の中で高いシェアを占めます一般の所定内賃金ですが、実線でお示ししている全サンプルのベースでは、2018年入り後、急に伸び率を高めていますが、破線でお示ししています継続サンプルのベースでは、従来と同じく前年比0.5%前後で推移しているということでもあります。

右側パネルでは、SNA統計の雇用者報酬と、ここでは近似雇用者報酬と言っていますが、これは脚注の2のところに記載してありますように、ごく単純に毎月勤労統計の現金給与総額に労働力調査の雇用者数を掛け合わせたものをお示ししております。

足元のQE部分であります。両者の動きはほぼ一致しているということがまず最初に発見できますが、しかもそれが急増しているということでもあります。これからしますと、SNAの雇用者報酬は、全サンプルの現金給与総額を用いて計算していること、このため、破線で示しました現金給与総額を継続標本ベースにしたものと比較すると、足元、高めに突出しているということが分かるかと思えます。

こうしたSNAの雇用者報酬を基にしますと、いささか奇異なことが起こるというのが次のスライドであります。

左側パネルでは、雇用者報酬を名目GDPで割ったSNAベースの雇用者報酬、これはもちろん簡易計算の上ではありますが、このような形で労働分配率をはかってみましたというのが左側のパネルであります。

御覧いただきますと、足元2018年入り後、この計算による労働分配率が急上昇している

ことが分かりますし、1994年以降の平均線を超えているということでもあります。右側のパネルの法人季報ベースの労働分配率には、そうした動きがありません。

今、先進諸国では、労働分配率が低下しているのがなぜかということで活発な議論がなされておりますが、SNAベースを信じますと、日本だけ労働分配率が上昇しており、例外となってしまいます。私は、これはむしろ雇用者報酬の計算の際に、全サンプルベースの毎月勤労統計の現金給与総額を用いることに伴う問題ではないかと考えます。

同じようなことは、平均消費性向でも言えまして、次のスライドであります。太い実線でお示ししましたSNAの個人消費を雇用者報酬で割った平均消費性向や、細い実線でお示ししました分母のところを近似雇用者報酬に置き換えた平均消費性向は、足元、かなり急速に落ち込んでおります。継続サンプルで計算しました近似雇用者報酬を分母にしますと、破線ですが、そこまで平均消費性向は落ち込んでいないということでもあります。

労働分配率も平均消費性向もマクロ経済を見る際のキーとなる変数ですので、こうした変数がより実態に合うように、SNAベースの雇用者報酬にも何らかの工夫をした方がよいのではないかというのが7月の本席で私から申し上げたことです。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

続いて、内閣府から御説明をお願いいたします。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 そうしましたら、私ども内閣府から説明をさせていただきますが、説明に先立ちまして、部会長、1つ資料を追加でお配りさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○宮川部会長 はい。それでは、お願いします。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 そうしましたら、資料を配らせていただきますが、説明を開始させていただきます。

私どもで今回、毎月勤労統計における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応についてということで取りまとめをいたしましたので、御説明をさせていただきます。

こちらについては、少し背景、経緯も含めて御説明をいたしますと、7月の本部会で、厚生労働省から毎月勤労統計の1月の変更を受けた要因分解について数字がお示しされたということです。それを受けて、その後、9月の統計委員会で毎月勤労統計の扱いというか、見方というか、そのようなものについての整理がなされたというふうに理解をしています。

その後、厚生労働省では、10月初めの8月分の公表分から、共通事業所も併記する形で公表形式を変更されたというふうに理解しています。

そのようなことを受けまして、SNA（国民経済計算）でも、毎月勤労統計の1月からのローテーション・サンプリングの導入などの変更を受けた対応について検討したということです。9月の統計委員会でも、西村委員長から本件について御指摘があったということです。

最初に、全体の方針をこちらの資料2-2で御覧いただければと思いますけれども、1で御説明しています。

2018年7月から9月期の1次QE、これは11月14日に公表する予定ですが、こちらにおいて、毎月勤労統計を用いている雇用者報酬の2009年7-9月期から2018年4月-6月期、足元までの計数を遡及改定したいと考えています。

また、同統計を使用している一部のデフレーターについても、2018年1-3月期以降の計数を改定したいということが全体の我々の対応方針として考えていることです。

2番の現状分析と対応にあたっての考え方ということで、まず雇用者報酬を中心に御説明をいたします。

まず、雇用者報酬推計のおさらいですが、雇用者報酬の推計においては、その主たる構成項目であります賃金・俸給部分等について、毎月勤労統計を利用して推計をしています。

具体的には、ざっくり言ってしまいますと、毎月勤労統計による1人当たり平均賃金、これは現金給与総額ですが、これに労働力調査による労働者数を乗じるなどして一国全体の賃金・俸給の計算をしているということです。年次推計においては、詳しく産業別の計数を、QEについては、速報ですので、簡便ではありますが、産業計の計数を用いているということです。

2番で、現状の分析をさせていただきました。今般、整理に当たって、7月の部会以降、統計委員会あるいは厚生労働省に、いろいろ追加的なデータをお願いしていたところですが、今般、厚生労働省からデータを提供いただくことができまして、分析をいたしましたということです。この場をかりて、厚生労働省には感謝を申し上げたいと思います。

ここで一旦、図表を見ていただければと思いますが、資料2-3の2ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、今申し上げましたように、今般、厚生労働省より、毎月勤労統計による方式変更の影響について、現金給与総額について要因分解した結果の提供を受けています。これは2018年1月時点での旧系列、これは旧ベンチマークによるウェイト、これは産業別・事業所規模別の労働者の構成比のことですが、それを旧サンプルで集計した公表値による計数と、それから、新系列、これは本系列として公表されている新ベンチマーク、新サンプルによる計数の差について要因分解するためのデータです。

具体的には、2ページの表のところの左側の3列を見ていただければと思います。左から2番目が公表値です。これは新ベンチマーク、新サンプルによる集計値です。3つ目が、旧ベンチ、旧サンプルによる公表値でして、こちらも1月時点については新旧両方が公表されているということです。

今般、厚生労働省に計算していただきましたのは、一番左の列でして、新ベンチマークにより旧サンプルを集計したものの計算を頂戴したということです。これを使いますと、要因分解ができるということです。この新ベンチ、旧サンプルと新サンプルの差、それから、旧ベンチ、旧サンプルの差をとりますと、サンプル入替えの要因、ベンチマークによる要因が分かるということです。

表の4列目を見ていただきますと、30年1月時点で新と旧の差が1,252円あります。これをベンチマークによる要因とサンプル要因に分解しますと、ベンチマークによる要因が2,367円、それからサンプル入替えによる要因がマイナス1,115円というふうになるという

ことが分かりました。つまり、この1,252円を要因分解すると、この2つの要因で説明ができるということです。

これを踏まえますと、それぞれの要因、つまり、サンプル要因とベンチマークの要因それぞれについて、まとめてではなくて、それぞれの対応で調整する必要があるのではないかとということが分かるということです。

一方、調整するに当たっては、私もSNAでは時系列のデータを扱いますので、時系列で調整するために何ができるかということを考えてということです。文章の方の1ページの(2)の一番下のところに「一方、」と記載してありますが、実は毎月勤労統計については、原表という形で月ごとに詳しいデータが公表されています。これは産業別・事業所規模別の詳細なデータです。このデータを用いて、要するに、公表されているデータを用いて要因分解が再現できるかどうかというのを検討してみたということです。

それが図表の2ページの右側の青の欄ですが、これは産業別・事業所規模別の原表のデータを用いて、同じようなやり方でベンチマーク要因、それからサンプル入替え要因に分解ができるかというのを計算してみたということです。

これを見ますと、例えば一番上の段の調査産業計のところ見ますと、公表データから計算したものが、サンプル要因がマイナス1,296円となっています。他方、ベンチマーク要因が2,548円となっていて、かなり近い数字が得られるということが分かりました。

また、産業別についても、サンプル数が非常に少ない鉱業、採石業等を除けば、かなり近い数字が公表データから再現できるということが分かったということです。これを踏まえてどうするかということを考えてということです。

文章の方を2ページに行っていただければと思いますが、今申しあげましたように、1月の新旧差が2つの要因から成っているということです。それぞれについて、何らかの適切な処理をするということが、雇用者報酬を推計する上では重要であるというふうに考えました。

まず、ベンチマーク要因については、2017年以前の系列においても、労働者数の構成比について、そのときどきの最新の情報を反映させていくことが望ましいというふうに考えました。

具体的には、2017年12月以前の産業別・事業所別の雇用者数に一定の調整率を乗じることで、新ベンチマークに変換し、これを用いて旧サンプルのデータを集計するということにより、2017年12月以前についても最新の労働者数の構成を反映することができるというふうに考えます。

それから次に、サンプル入替え要因については、2018年1月時点で、先ほど、表で御説明しましたが、新ベンチマークにより集計した旧サンプルと、新ベンチマークで集計した新サンプル、公表値における差があるということです。これは、これに関する一定の調整率を過去の系列にも施して、本系列、つまり、公表値と段差なくつながるというような処理が必要ではないかというふうに考えたということです。このように基礎データについて適切な処理を行うことで、SNA上の時系列の、あるいは勘定体系全体の整合性を考えるSNAにおいても、雇用者報酬の水準の適正化とともに、時系列で見て、より適切な

変化率が得られるというふうに考えました。

図表の3ページを見ていただきますと、これはあくまでイメージですけれども、このような調整になっています。30年1月時点で、緑の部分がベンチマーク要因、オレンジの部分がサンプル入替え要因ですが、今、公表されている計数が青の部分、それから赤の部分になっているということです。これをベンチマーク更新要因とサンプル入替え要因を調整して黒のラインを作りまして、これを用いて推計するというようなイメージと考えていただければと思います。

具体的なやり方ですけれども、少し文章の方に戻っていただきまして、2ページの3のところですが、具体的な対応方法ということです。

今回の変更によりまして、毎月勤労統計においては、過去の指数は遡及改定されないということでした。調整が必要な場合、ユーザー側で何らかの処理を行うということですが、今申し上げましたように、毎月勤労統計については、方式変更の影響の要因分解が、公表データからおおむね再現できるということが分かりました。これを踏まえまして、雇用者報酬の推計で用いている毎月勤労統計について、公表データである先ほど申し上げた原表という産業別・事業所規模別の詳細なデータを用いて調整を行いたいということです。

具体的には、この黒丸のところですが、原表のデータを用いて、2018年1月の新旧の計数における産業別・事業所規模別の労働者数の比をまず計算します。この比率を2017年12月以前の旧系列における労働者数に乗ずることで、新しいベースでの労働者数の構成比が得られるということです。この新しい構成比を用いて、産業別・事業所規模別の2017年以前の旧サンプルの1人当たり平均賃金を再集計いたします。そうしますと、新しいベンチマーク、旧サンプルによる計数が得られるということです。

これを行いましてもまだサンプル要因の調整が必要ですので、これについては、先ほど出てきましたように、2018年1月時点でサンプル要因の影響が分かっておりますので、この調整率を用いて、過去、先ほどの手続で計算しました2017年12月以前の計数について、調整率を掛けることで、先ほどの図表でいくと、赤の本系列に接続するような基礎データが得られるということです。

このように基礎データに一定の調整を行うことで得られた数字を用いて雇用者報酬の再推計を行いたいということです。

少し詳しい説明が図表の4ページに記載してありますが、こちらは割愛をさせていただきます。

QEの予測の中では、GDPと直接関係はありませんが、雇用者報酬の予測などをされている方もいらっしゃいますので、今申し上げたやり方については、詳しいものを後ほど公表できればなというふうに考えているところです。

文章の3ページのところに行ってくださいまして、(注4)のところですが、今申し上げました詳細な基礎データの調整については、本来であれば、過去の全期間についてやるのが一番いいのですが、今回は時間的な制約もありますので、第二次年次推計となっています2015年、つまり、2015年、2016年をしっかりと計算するというふうに考えています。それ以前については、今回は簡便な方法で調整をさせていただき、2年後の基準改定時にきち

んと対応したいというふうに考えています。

それから、(2) タイミングですけれども、今申しあげました対応を2018年7-9月期の1次QEにおいて、今申しあげました方法によって得られた修正後のデータを用いまして、2015年度の数字、それから2016年度の数字、それから2017年4-6月期以降の速報推計値について再推計を行いたいというふうに考えています。

12月の2次QEでは、同じデータを用いまして、2016年については第一次年次推計が第二次年次推計に改定、それから2017年度については速報から年次推計に改定というふうにしたいと考えています。

2016年4-6月期以降についても、今申しあげました2017年度をベースに速報推計を計算したいというふうに考えています。

雇用者報酬については対応は以上ですが、4でその他の項目における対応で少し記載してあります。

(1) がデフレーターでして、デフレーターの推計においても、一部、建設業、あるいは学術・開発研究機関などの一部産業に関する、決まって支給する給与のデータを用いているところがあります。デフレーターについては、水準というよりも伸び率が重要ですので、2017年12月以前の遡及計算は行わず、2017年12月と2018年1月の計数を、先ほどの計算から得られた計数を用いて接続することで、従前の系列と2018年1月以降の系列が段差なくつながるように処理をしたいというふうに考えています。これによりまして、総固定資本形成デフレーターなどが2018年1月期に遡って改定することになります。これについても、雇用者報酬と同じく7-9月期の1次QEから適用したいと考えています。ですが、GDPデフレーターに与える影響はごく小さいというふうに考えていますので、一応、その点も申しあげておきたいと思っております。

それから、(2) ですが、実はSNAの年次推計では、労働時間も計算しています。労働時間数というふうに呼んでいるのですけれども、こちらについても毎月勤労統計の労働時間を数字を用いて、産業別の、私どもは、経済活動別と呼んでおりますが、その労働時間数を推計・公表しています。

図表の5ページを見ていただければと思いますが、こちらについても厚生労働省の御協力をいただきまして、新旧データの要因分解を行うことができました。こちらについても公表データから再現したところ、おおむね再現可能ということも分かっております。ですが、数字を見ていただくとお分かりのように、現金給与総額に比べますと差が小さいということ、それから、それぞれの要因についても、それなりに小さい寄与となっておりますので、より簡便な調整、あるいはものによっては調整が不要かもしれませんが、そのようなことを今年の年末の年次推計に向けて、引き続き検討してまいりたいというふうに考えています。

それから、文章でいくと5番のところです。2019年、来年の1月以降からの毎月勤労統計の状況ですが、毎年1月時点において、実はサンプルが新サンプルと旧サンプルの両方の計数が分かるということです。これは大変有用な情報でして、私ども、雇用者報酬、デフレーターを推計するに当たっては、この情報を有効に活用して、時系列で見た変化率が

段差なくつながるようにしたいというふうに考えています。

具体的なイメージですが、図表の6ページを見ていただければと思いますけれども、来年1月以降、1月時点では新旧の両方の計数が分かりますので、これについて接続計数を用いて新旧の計数が段差が生じないように接続するという事で、SNAにおける時系列のデータを計算したいというふうに考えているところです。

今申しあげました雇用者報酬については、試算を今回しています。追加でお示しした資料を御覧いただけますでしょうか。1枚紙をお配りしています。

調整後の毎月勤労統計を用いた雇用者報酬の試算結果ということで、4-6月期のQEまでについて試算をしています。先ほど申しあげました方法によって、サンプル要因、それから標本入替えの影響を除いた上で、毎月勤労統計のデータを使いまして計算をしました。これによりますと、2016年度については、先ほど過去の分の水準が少し調整されるということでイメージ図をお示ししましたが、その影響によりまして、雇用者報酬、2016年度については上方に改定される見込みです。

また、QEについては、先ほど、ベンチマークの要因を調整すると、要するに、月々の労働者の構成比の違いを最新のものに置き替えるということとして、これにより伸び率が少し改定される見込みとなっています。特に2018年1-3月期、それから4-6月期については、現在の公表値が前年同期比3.1%、4.1%となっていますが、これが下方改定される見込みとして、再推計した結果、2.7%程度、2Qについては3.4%程度となる見込みとなっています。これはあくまで現時点で暫定的に計算したものでして、11月のQEに向けては計数を更に精査いたしますので、結果は若干変わるかもしれませんが、おおむねこういう傾向となっています。

2018年の1-3月期と4-6月期で改定幅が少し違うということがお気付きかと思えます。1-3月期については0.4%程度、4-6月期については0.7%程度というふうに少し違う数字になっていますが、これは最新の労働者数の構成を反映することによりまして、これまでの御説明ですと、大規模事業所のシェアが高まっているということでした。それを反映して、今、公表されている計数では、つまり、去年の部分については古い労働者構成比で、足元については新しい労働者構成比というふうになっていますので、労働者の構成比の変化がそのままこの数字に出ているということですが、そのところを調整した結果、特にボーナスが大規模事業所で、今回、夏にかなり高かったということもありますので、その影響が適切に反映されて、若干の下方改定をされているということです。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の内閣府からの御説明について、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 ありがとうございます。

私からは、1点、簡単な確認と、1点、要望というか意見があります。

まず、確認であります。今回の御対応ですけれども、毎月勤労統計のベンチマーク更

新が経済センサスによることに伴う、ある意味、時限的な措置ということであって、8月の統計委員会で議論されましたように、まだ確実にいつからということは決まっていますが、将来、毎月勤労統計のベンチマーク更新が事業所母集団DBを使うことになって、毎年更新されていくようになりますと、今回のように過去に遡って修正するという方法をとる必要性がなくなるというふうに思うのですが、こうした理解でよろしいでしょうか。

もう1点の要望といいますか意見であります。賃金データでリンク係数による調整をしていることについてであります。これにつきましては、統計委員会で何度も確認されていますように、足元の賃金変化率を追うのは、共通事業所というか、継続サンプルを用いるということが適当ではないかという整理からしますと、リンク係数を用いるよりも、継続サンプルの賃金を用いた方がよいのではないかと思います。

というのも、サンプル入替え要因による段差を、例えば今回のケースでありますと、2018年1月時点の新旧サンプルの比率を用いてリンク接続するやり方は、振れの大きな単月の標本誤差を恒久的に取り組むことになりますので、かえって雇用者報酬の振れを増やすリスクがあるのではないかと思うからであります。

今回は、たまたまなのか、サンプル入替え要因の寄与が小さいためにあまり問題にはならないと思いますが、共通事業所の賃金データを活用して接続した方が、将来的には、標本誤差を取り込むリスクが小さくなると考えられますので、来年以降の接続においては、このような対応も検討していただければと思います。

私からは以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、内閣府、お願いいたします。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 関根委員から御指摘、御意見を賜りましてありがとうございます。

2つありまして、1つ目の今後の毎月勤労統計におけるベンチマーク更新にどのように対応するかということですが、基本的な私どもの考え方は、今回は若干特例でして、通常、SNAにおいては、水準の調整というのは5年に一度の基準改定のときに行っています。ですので、毎年の年次推計では、基準年の数字をベースに伸び率で伸ばしていくということです。ただ、今回は基礎統計である毎月勤労統計におかれて、それなりの方式の変更があったということで、ある意味、それによってベンチマークの大きさも明らかになったということで、若干特例的ではありますが、こういう遡及改定をしたということです。

一方、今後のSNAにおけるベンチマークの更新のやり方が毎月勤労統計でどうなるかということですが、それは今後の毎月勤労統計における動向も見ながら対応を考えていきたいというふうに考えています。

2つ目の点ですが、共通事業所をもう少し活用して、例えばサンプル要因の調整などに使えないかということです。1つ私どもの基本的な考え方ということで最初にお話をさせていただきましたと、今回の私どもの対応の考え方は、基本的に統計委員会でこれまでお示しいただいた考え方に整合しているのかと思っています。1つは、水準については正式系列、本系列について合わせているということ。それから、共通事業所というのは、やはり

ベンチマークの影響、それからサンプル入替えの影響を受けない、あるいは受けにくいということとして、私ども、今回の調整は、少し方法は違いますが、その同じ考え方にのっかってやっている。水準と伸び率を両方満たすという方法で考えたということです。

そういう大きな考え方がありますが、今後のサンプル要因の扱いについては、引き続き精査していくということですが、一般的には共通事業所はサンプル数が小さいということで、精度的な問題もあるというふうには理解しています。一方で、毎月勤労統計においては、今回、新しく公表が始まったということで、今後、データが蓄積していく中で、共通事業所のくせなども分かってくると思いますので、そういうものを見ながら予断なく、私どもとしては引き続き推計方法を検討していきたいと考えているところです。

○宮川部会長 関根委員、何かありますでしょうか。

○関根委員 全く異論はありません。御検討いただければというか、今後もいろいろ精査していただければと思います。

例えば、1年ぐらいデータが蓄積したところで、継続サンプルでやるケースとリンク係数でやることで、どのぐらい雇用者報酬の推計が変わるのかとか、そのようなところで見ただけであれば、いい結果になるのではないかというふうに思いますので、急にというか、11月までとか、そういうことではなく、その後の対応でそのようなところを1つ1つチェックしていただければというふうに思う次第であります。

○宮川部会長 ほかに御意見……。

どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 大変詳細な検討をどうもありがとうございます。

質問は2点ありまして、1つは、ベンチマークを固定して過去に遡及するという考え方で、それは例えば価格指数とか数量指数を計算するときにはベンチマークを固定するというところに一定の理屈が付けられると思うのですけれども、SNAに関しては、そのときそのときの経済状況を反映させるというような意味合いもありますので、ベンチマークを固定するという点について、価格指数や何かとは少し別の理屈が必要になるのではないかなというふうに考えました。その整理がどうであるかということが伺いたいことの1点目です。

2点目は、先ほど、サンプル入替えの要因を吸収するというか、そこを調整するという話であったのですけれども、もしそれが純粋な標本誤差の調整ということであれば、そのようにするのが正しいと思うのですけれども、ただ、よく言われていますように、毎月勤労統計ですと、かなり長い間、同じ事業所を追いかける形になるので、サンプルのスタートのところと、おしまいのところとで、大分事業所の体力の平均値に差がある。つまり、脱落していく事業所があるので、パネルデータなどでいうアトリッションの生じる可能性がある。そうすると、サンプルのとり始めのところでは平均賃金は低いのだけれども、それがアトリッションによって、本来あるべきものよりもだんだん高くなっていくという可能性はありそうな気がするのです。すなわち、サンプル入替えの要因というのが純粋な標本誤差ではなくて、偏りまで入ってしまった誤差であるということがあるので、そこを調整してしまうと、先ほど、関根委員はぶれが大きくなるのではないかということをお気

になさっていました。私は、逆に、偏りが入っていても、そこを目をつぶって調整してしまうというようなイメージになるので、どんどん偏りが蓄積されてしまう可能性があるのではないかと。資料2-3の2ページのサンプル入替えの要因という、左から勘定すると5列目、マイナスが多いですね。だから、その影響が出ているのではないかというふうに懸念はされるのです。ただ、それは労働時間で見ると、必ずしもそうではないような面もあるので、もしかしたら、私の杞憂なのかもしれないのですけれども、アトリッションに関する考え方をどのように整理するのか、その辺が2点目の質問です。

○宮川部会長 内閣府、お願いします。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 2つ御質問をいただきまして、ありがとうございます。

1つ目のSNAにおける水準のベンチマークの考え方ですが、西郷委員御指摘のように、もちろんであればなるべく最新の水準を反映するというの一番いいというふうに思っていますが、一方で、実は私ども、SNAのベースとなっているものが、産業連関表あるいは国勢調査などの5年に一度のデータを使っているということですので、そこをある意味、発射台として数字を固めて伸ばしていくということですので、なかなか頻繁に変えるというのは非常に難しいという問題があります。今回、雇用者報酬については、ある意味、独立した系列であったということで対応が可能だったということですが、なかなかほかの部分だと難しいというところもあります。一方で、そういうことを踏まえると、推計の精度をどういうふうに上げるかということですので、そういう観点からも検討を引き続きしたいというふうに思っています。

2つ目のサンプルの要因にいろいろ含まれるという点については、いろいろそういう御指摘もあるのは承知していますので、その点については、引き続きどういう方法がいいかというのは検討してまいりたいというふうに思っています。

○西郷委員 ありがとうございます。

○宮川部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。

はい、野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 十分理解できなかったところで申し訳ないです。先ほどの資料2-3の例えば2ページ目で、新ベンチ、旧サンプル、これは公表されていないので厚生労働省から提供いただいたということですが、こちらを使った方が因数分解の精度が高いということであれば、例えば一般でも利用することを考えれば、新ベンチ、旧サンプルは、今後、公表する予定があるかどうかということが質問の1点です。

もう1つは、これはユーザーとしてのお願いなのですが、資料2-2の使い方を見ると、結局、過去の指標も含めて、ある意味で遡及改定して利用するということだと思います。これまで2回の統計委員会では、賃金上昇率は継続サンプルといいますか、参考系列で見るのは正しいということだったので、こういう作業を内閣府や日本銀行のような体力のあるところは別としまして、普通の民間での利用を考えますと、これまで負担の大きい作業はできないというのが本音でして、これは国民経済計算体系的整備部会とは直接関係ないので、また別の機会にも御相談したいと思いますが、もう少し毎月勤

労統計の特に賃金のところの使いやすい公表、あるいは説明につきまして、工夫をいただかないと、一般ではなかなか使えないかなというのが、これは要望といたしますか、また改めて御相談したい点です。

○宮川部会長 今の点、エコノミストの方もいらっしゃいますけれども、いかがですか。

○斎藤専門委員 斎藤です。

今回お示しされた内閣府の変更のやり方というのは、私は基本的に支持します。考え方はいろいろあると思うのですが、継続サンプルでやるという場合の問題は、やはり水準は本系列で見るべきだという考え方と一致しないというのが一番大きな問題で、雇用者報酬の場合は、例えば労働分配率の水準は非常に重要な概念だと思うのですが、そのときに参考系列を使っていると、本系列の水準を生かしていないということになりますので、そういう意味では、本系列の直近の水準は本系列に合っているというところによるしいかと思えます。

一方で、説明がありましたように、雇用者報酬の場合は、変化率と水準との整合性というのも非常に重要なので、そういう意味では、このやり方が、今与えられた状況の中では私は適切かなというふうに考えています。

○宮川部会長 それは例えば、先ほど、野呂委員がおっしゃったデータとしては別にとれるから問題ない、もう少し毎月勤労統計のいわゆる公表の仕方みたいなことについては何か御意見がないのかなと思ったのですが。

○斎藤専門委員 すみません、そういう観点で言うと、我々としては、毎月勤労統計の数字と、労働力調査の数字があれば、雇用者報酬の数字が大体分かるというのが一番望ましい。これからはそうならないという意味では、その点は率直に言って残念です。ただ、それが全て満たされるというのがなかなか期待しにくいのではないかと思いますので、やむを得ないかなということで、本来であれば、毎月勤労統計と労働力調査を見れば、雇用者報酬が分かるというのが一番望ましいというふうには思います。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

内閣府から何か。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 ありがとうございます。2つありまして、1つ目は、野呂委員から御指摘ありました1つ目の点です。図表の2ページの左側の厚生労働省からいただいた詳細なデータ、こちらが正確ということであれば、これを使って過去に向かって作業できないかというお話でした。私どもは、実は時系列のデータが必要でして、この詳細なデータは、ある意味、一時点についてのみ計算してみたということです。そういう意味では、時系列で過去に向かって作業をするというSNAの性格上、何らかの別の手立てを考えなければいけないということで、厚生労働省から詳細なデータが公表されていますので、今回はこれを使って過去に向かって同じような作業をするということにしたということです。そのときにも、ほぼ同じような数字が再現できるということで、精度的にも問題ないのかなということです。

それから、2つ目の点については、先ほど、私ども申し上げましたように、私どもの考え方は、これまでの統計委員会の整理とも整合しているのかなというふうに考えていると

ころです。

○宮川部会長 ほかに何かありますでしょうか。

私、1点だけ、関根委員の労働分配率の話ですけれども、すみません、時間も押しているのに申し訳ないのですけれども、世界的に労働分配率が低下しているというお話で、SNAベースがそれに反しているのではないかという御意見だったと思うのですが、世界的に労働分配率が低下しているのは、世界金融危機後のある種の先進国の状況に対して、長期停滞を説明する中でやられていると思うのですけれども、逆に関根委員の御議論を見ると、日本の場合は長期停滞というか、むしろ金融危機が起きたのが1997年だというふうに考えると、そこから関根委員がおっしゃっているように、労働分配率が非常に下がっているというふうに思うのです。だから、日本の場合と、世界の場合と、金融危機が起きた時点が違うので、長期停滞の文脈から言うと、時期が違っていてもやむを得ないところがあるのかなという気がしているのですけれども、その辺、何か別の情報とかをお持ちでそういうふうにおっしゃっているのか、お伺いしたいと思います。

○関根委員 この場での御説明が適切かどうか分かりませんが、なぜ労働分配率が低下しているかということについては、おそらく宮川部会長も御案内のように、いろいろな意見があって、それについて各国がいろいろ分析しているというふうに承知しています。

私どもも主に法人季報ベースの労働分配率をイメージしてですが、最近起こっていることについては、やはり分析をしております、我々はどちらかというと、金融危機ということは説明に使ってなくて、むしろここに来て日本の場合は労働生産性が実質賃金の上昇率に比べて上昇しているのではないかということで、さらにその背景を申し上げますと、やはり人手不足が徐々に明らかになってきていて、日本の企業の方々が非常に労働生産性の上昇に前向きになられているということではないか。これ自身は世界で見ても労働分配率の低下の理由に、例えばキャピタルに置き替えているところがあるという説明と、少し似たようなところもあるということです。

実際にそういう意味で、全く各国で同じ説明が成り立つというわけではないですが、ただ、SNAベースの労働分配率、左側のパネルのようになりますと、日本だけやや特殊的に、ここに来て上がってくるというところまで説明しなければならない、これはなかなか難しいですよということが、私どもが分析をしていて思ったことであります。

○宮川部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の内閣府の御報告についてまとめさせていただきます。

いろいろな方から御意見が出ました。まず申し上げたいのは、関根委員からの御報告は、これは前にも出ているということがあります。私は、いわゆる国民経済計算体系的整備部会は、むしろGDPとかQEに関して、専門の委員の方々の知見を得てから内閣府でいろいろ推計を出されるというのが基本ではないかというふうに思っております。そういう意味で、私としては、関根委員が前回の国民経済計算体系的部会で同じような図を出されているにも関わらず、きちんと答えていただけていないというのは、推計の善し悪しは別と

して、専門家の知見を踏まえてというものに対して答えていることにならず、手続として少しおかしいのかなと思います。むしろ前回既にやられたことに対しても内閣府には誠実に答えていただきたいというふうに思っています。ただ、今回は、毎月勤労統計の議論が非常に大きく取り上げられたということもあって、内閣府としても時間がなかなかとれなかったということはあるかと思いますが、そういうことで今回の推計の御報告になったのだらうとは思いますが、先ほども言いましたし、関根委員だけでなく、いろいろな方々が興味を持って御発言をされていますので、その御指摘については、今後生かしていただきたい。特に先ほど1月の新旧サンプルの比率を用いてリンク接続するやり方、これが長期的な妥当かどうかというのは、もう一度やはり検討していただく必要だらうと思います。それは二つあります。関根委員のように振れるというやり方もありますでしょうし、逆に西郷委員のように、1月のサンプルが縮小してきてかえって不安ではないか。両方の御意見があったと思います。

それから、これは長期的な課題ですが、やはり民間エコノミストとしては、これは厚生労働省の広報の仕方もあるかと思いますが、先ほども言いました労働統計が雇用者報酬を容易に算出できるような形にならないか。これは内閣府を超えたことかもしれませんが、そういう工夫の仕方もしていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、もう少し幅広い観点、共通事業所の賃金データの活用も含めて、幅広い観点から検討をお願いしたいというふうに思っていますので、逆に資料2-2の5の部分は、もう一度考え直していただきたいと。2019年以降もそのままやりますよということだと私は理解しているのですが、「毎年1月時点で新サンプルの計数を旧サンプルの計数に接続したものをを用いる」とかということは、もう1回、ここでもいろいろ意見が出ていますので、再度、検討していただきたい。毎月勤労統計のサンプルの入替えの仕方、まだ実は移行段階ですよ。完全に安定しているというわけにはならなかったと思いますので、そういうことも含めて、今回はやむを得ないとは思いますが、十分今日の御意見を反映した形で、しかも変える前に委員の方々から議論ができるような形で修正案を今後公表していただきたいというふうに思います。

こういう整理でよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

○肥後総務省参与 宮川部会長、内閣府から。

○宮川部会長 内閣府、はい、どうぞ。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 どうもありがとうございます。いただいた御意見を受けとめて検討してまいりたいと思います。

その点で、少し言い訳ではありませんが、先月の統計委員会で、西村委員長からも厚生労働省からデータの提供を受けた内閣府においては、早急に分析を進めて、その結果を統計委員会に報告願いたいということでありましたので、私どもとしても、急ピッチで作業をさせていただいて今回に至ったということにして、よろしく願いいたします。

○宮川部会長 それはもう今申し上げたように、やむを得ないことだというふうに申し上げ

げました。ですが、5の部分については、これだけの意見が出ていますので、特にこれを前提としないで、今日出た意見を参考にさせていただいて、改めて考え直していただく。当然のことながら、毎月勤労統計もサンプルの入替えの仕方が変わっていくわけですから、5のような書き方ですと、毎月勤労統計のサンプルの入替えの仕方が安定すればそういうことでも考えられるし、また、関根委員が言われているように、共通事業所の今後の動向も長期でとったときにどうなるかということも考えないといけませんので、そういうことを踏まえて、また新たに推計を出していただきたい、こういうふうを考えている、そういうことです。特に、ルールの確認と、今回のことはやむを得ないということは認識しております。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 どうもありがとうございます。そうしましたら、これについての統計委員会への御報告は、事務局と御相談させていただくということによろしいでしょうか。

○宮川部会長 はい。それはそのようにお願いいたします。

それでは、すみません、少し時間が長引いてしまいまして恐縮です。

次は、SUT及びQEタスクフォース会合における審議状況について、座長から御説明をお願いします。

まず、SUTタスクフォースから、中村座長にお願いしたいと思います。

○中村部会長代理 それでは、9月26日に行われました第10回SUTタスクフォース会合の審議状況を報告します。資料3-1及び参考1を御覧ください。

初めに、第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画に基づき、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向け、国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から産業連関表作成府省庁に対し具体的な要望を提示することとされていることから、当該要望につきまして内閣府から説明がなされました。

内閣府からは、まず基準年SUTの構造・推計方法に関する要望として、中間年SUTを基準年SUTとシームレスに設計できるように、基準年SUTの構造・推計方法を設計してほしい。SNAとSUTで概念・分類等を一致させること等であります。

生産物の産出先、行につきましては、できる限り産出先が単独となるようにしてほしい。

産業別の中間投入比率を安定的にするために、産業の分類を現在よりも詳細化し、また、経年的に中間投入構造が安定するような分類としてほしい。

2番目といたしまして、基準年SUTの基礎統計及び中間年SUTの基礎統計に対する要望として、経済構造実態調査で把握されるサービス業の中間投入（費用）情報について、基準年との接続を図ること。

品目別のマージンの動きを把握できるデータを入手すること。

主要な生産物について、企業向けと家計向けの販売割合が分かるデータを入手すること。

3番目といたしまして、基準年SUTや中間年SUTの推計と基礎統計の連携体制に対する要望といたしまして、基準年SUT、中間年SUTの検討を通じて明らかになった課題がある場合は、可能な限り、経済センサスー活動調査や経済構造実態調査をはじめとした主要な基礎統計の改善につなげていくこと等の具体的な要望が提示されました。

審議におきましては、本要望のSUT検討における位置付けや、本要望に対し、どの時点でどこがどのように対応できるのかといった点の確認、推計精度確認のためのチェックシステム構築の必要性、産業連関表と国民経済計算の概念上の違いに関する経緯等に関し、指摘がなされました。

内閣府からの説明に対しては、タスクフォースとして現時点では特に異論はないと整理いたしました。

次に、総務省から、SUT・産業連関表の基本構成の大枠の決定に係る検討状況について説明がなされました。

総務省からは、部門の基本的な考え方として、まず、2025年以降のSUTの部門に関しましては、産業（列）について見直した日本標準産業分類を基本とし、行の生産物につきましては、財も含めた新しい生産物分類を基本とすること。

2番目として、2020年SUTの部門に関しては、列の産業については、産業連関表の現行V表を踏襲しつつ、サービスの生産物分類において細くなったサービスに係る産業部門の詳細化や、中間年との接続を踏まえた分割等を行う方向性と、これに対して現行の日本標準産業分類を基本とする2つの方向性の2案が想定可能であるところ、現行V表の踏襲を指向しているという報告がありました。

これは財分野の産業については、産業連関表を直接推計し、供給・使用表を推計する従来と同様の方式であること。また、サービス分野の産業も、産業連関表のV表と日本標準産業分類における産業分類が対応しており、事実上これらの違いはあまりないこと等の理由による判断であります。

また、行の生産物につきましては、財分野は産業連関表の行の分類を踏襲し、サービス分野は生産物分類を適用したいとの説明がなされました。

次に、SUT及び産業連関表の推計は、供給表の粒度（経済センサス等）を前提とすること。公表に当たっては、投入側の把握などの限界を踏まえ、集約した公表も検討すること。産業連関表については、分析ニーズ等を踏まえ、別途整理する等の説明がなされました。

審議におきましては、データの精度をチェックする仕組みを構築することの重要性や、記入者負担に配慮しつつも、中間年において一定の精度を確保するための基準年におけるより詳細なデータの必要性等に関する指摘がなされました。これらの点については、次回以降の会合においても引き続き議論を行うこととされました。

続きまして、経済産業省から、GDP統計の主要な基礎統計であります工業統計調査の実施状況について、実務に踏み込んだ具体的な説明がなされました。

審議におきましては、記入者負担の観点から、分類の細かさや調査票の工夫の必要性や、短期間で劇的な精度改善は困難であることから、現状を所与としたSUT構築が現実的である等の指摘がなされましたが、経済産業省からの説明に対しましては、タスクフォースとして、現時点では特に異論はないと整理いたしました。

最後に、建設・不動産、医療・介護、教育分野等の統計整備に係る検討状況について、関係府省から報告がなされました。

まず、建設分野の課題につきましては、国土交通省から進捗状況について説明がなされましたが、国土交通省からの説明に対しては、タスクフォースとして現時点では特に異論はないと整理いたしました。

次に、医療分野の課題について、前回のSUTタスクフォース会合において、内閣府からの報告に関連して、延長推計と基準年推計の乖離について議論があったことを踏まえ、総務省から、医療の中間投入比率の中間年に関する推計について、追加的な分析案がなされまして、また内閣府からは、医療に関するフォローアップについて説明がなされました。

続いて、事務局から、医療及び介護分野のうち、2015年産業連関表に係る課題につきまして、前回のSUTタスクフォース会合で報告した方針に基づき、現在、厚生労働省において推計作業を実施中であり、その結果を次回以降のSUTタスクフォース会合で報告するとの説明がなされました。

審議におきましては、追加分析案の検証方法の妥当性、名目ベースでやること、それから接続表による分析を行うことの是非等、あるいはアクティビティではなく、産業別の医療の中間投入比率の議論をすべきではないか等の指摘がなされました。本課題については、次回以降のSUTタスクフォース会合で引き続き検討されることとしています。

教育分野の課題について、事務局から、現在、文部科学省で調査を実施中であり、その結果を次回以降のSUTタスクフォース会合に報告する予定であるとの説明がなされましたが、タスクフォースとして、現時点では特に異論はないと整理いたしました。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、中村座長、座長を務めていただいて、いつもありがとうございます。私から、もう一度確認の意味で述べておきたい点があります。先ほど、中村座長から御発言がありましたように、内閣府からは、公表レベルの部門数を現行IOに比べて削減するとの関係府省の意見や内閣府や統計委員会担当室の分析結果を踏まえて、SUTの部門数を生産物、産業、おのおの200部門程度とすることが適切ではないかという要望がありました。これを受けて、総務省産業連関担当を中心とするタスクフォースのチームが、基準年SUT、産業連関表の基本構成の大枠を検討して、基準年SUTの部門数を固めていくということになろうかと思えます。ただ、先ほどもありましたように、移行過程ではIOとSUTの関係をどうするかというようなこともいろいろ議論されていますが、もう一度、タスクフォースの使命を考えると、やはりSUTというのが今回の統計改革推進会議といいますか、統計改革が起きた一丁目一番地だったわけです。その点でもう一度、進捗状況について、ある程度確認をしないといけないなというふうに私自身が感じております。SNAの精度向上のニーズに加えて、IOにおける分析ニーズということも必要があるという形になってはおりますけれども、今申し上げましたように、やはり統計改革の一丁目一番地がSUTである以上、こちらを推進していかないといけない。生産側GDPの精度向上を通して、GDP全体の精度を高めるということが基本的には政府から要望されているというこ

とを再度確認したいと思います。

議論になっていることは、部門数が増えていくと、投入調査をはじめとする統計調査に大きな負荷がかかって、計数を報告する企業サイドに負担がかからないかどうかということが議論になりますし、それがかえって本来の目的である精度の向上と矛盾するようなことも考えられる。そういう意味での適切な部門数ということが議論になっていくというふうに思います。

そこはもうずっとこの課題をやっているわけですがけれども、部会長としては、この難しい課題について、前向きに引き続き精力的に検討していただきたいと思いますし、それから、先ほど御議論がありました西村委員長が強調されております5分野、建設・不動産、医療・介護、教育分野等についても、より精度を高めるべく一次統計での工夫についても御協力いただきたいと思います。なかなかタスクフォースで難しい部分については、この部会でも議論をしていきたいというふうに思っております。

こうしたことも含めて、新たに確認も含めて、統計委員会ではSUTの部会報告をしていきたいというふうに思いますが、こういう整理でよろしいでしょうか。

○宮川専門委員 すみません。

○宮川部会長 はい。

○宮川専門委員 今のお話を伺って、正にSUTが一丁目一番地でGDPの精度向上というのは本当にそのとおりで重要なことですし、そういう中で、例えば今回のSUTタスクフォースの中では、生産物分類を取り入れて需要先を把握して、GDPの精度向上をしようという話がある。

一方で、今お話しいただいた中で、記入者負担等々の関係から、一次統計のレベルでもっと粗くしなければいけないということです。要するに、細かいものはとれないと。ですから、SUTの分類も粗くするという話とは少し矛盾するようなところがあると思うのです。あくまでも私の認識では、ここでお話しされている部門数は、 200×200 というふうに書いてあるのは、当然、公表レベルの話であって、精度向上という意味で生産物分類を取り入れれば、当然、少なくとも生産物はいちより多いものになるでしょうし、そうしなければ需要先を確定するなどということはできないという意味で言うと、今後、もちろん部門を検討するということはあるのででしょうし、公表分類はどうかという話はあると思うのですが、あくまでもここでのお話で決まったことは、公表分類としての 200×200 であるという認識でいるのですが、それはそのようなことでよろしいのでしょうか。

○宮川部会長 決まったというか、ここで公表分類をして、それを宮川専門委員がおっしゃるように、どういう形で投入調査をやっていくかということは、もちろん改めて設計していかなければいけないことではありますけれども、ただ、それをプラスどれぐらいできるかというのは、これも統計改革推進会議で記入者負担のところはかなり強調されていることでもありますので、そこは皆様と御議論しながら考えていくということです。

ただ、公表と調査のところが大きくかけ離れるかどうかということについては、その部分について何に使うとか、それから精度向上と、先ほど言った記入者負担との関係で、どう考えるかということは、まだこれは議論していく必要があると思いますけれども、そ

ろそろ調査設計とかも決めていかななくてはいけない時期になっていますねということだと思います。それをいつまでも延ばしていくわけにはいかない。どこかで決断をしていかななくてはならないことになりますという。そういうことをもう一度、再確認をしているということなのです。

○宮川専門委員 私自身は、例えば、必要ない部門であれば統合するとか、そのようなことはもちろんすべきだと思いますし、逆に必要なところは細かくすればいいというふうな認識ですけれども、例えば、SUTの公表部門と一次統計、経済センサスという意味で言ったならば、やはりそこは例えば生産物分類を導入して、200ちょっとだけに調査するということはあり得ないことであって、やはり経済センサス調査ではかなり細かいものをとるという前提で話は進められていると思いますし、おそらく内閣府でも、作業をする側、GDP推計のベースとなるものが200×200だけだというような認識ではいらっしやらないのではないかと私自身は思っておりまして、そのあたりのことを、こちらで話している話で、200×200という話が直ちに一次統計にも関連するし、推計にも関連するというような話ではないのではないかという認識でいるということなのですが。

○宮川部会長 それは例えば、それより必ず詳しいと、詳細だということも前提にはなっていないと思います。つまり、それは200×200、内閣府としてはこれぐらい、今、100部門のところをより詳しく作ってくださいということですから、問題は、私の見解ですけれども、やはり精度を上げるために、回答率とかも高めるためにどれぐらいするかということもあると思いますし、それから、それより詳しいこともあり得るということではありますけれども、それが前提となっているというわけではない、そういう議論をした覚えはないと思います。

○宮川専門委員 その100部門というのも公表レベルということですから……。

○宮川部会長 ええ。もちろんそれより詳しくやっているわけですから、おっしゃるとおりです。

○宮川専門委員 100部門だったものが200になるということでしょうけれども、実際はそうですね。

○宮川部会長 はい。

○宮川専門委員 そのあたりで、もちろん今おっしゃったことはそうなのかもしれないのですが、おそらく現実的に生産物が200より粗くなるという可能性はほぼないのではないかと、作業ベースです。

○宮川部会長 はい。もちろんそれはそうです。

○宮川専門委員 ということはあると思うので、何かそのあたりの仕分けというか、識別は是非明確にしておいていただくと、うれしいなというふうに思います。

○肥後総務省参与 経済センサスでは細かく生産物をとるという方向性は決まっているわけですから、供給表が細かく作れるということは、タスクフォースでも議論になりましたとおりでと思います。けれども、やはり使用表をどうするのかという、つまり、先ほど、部会長は、投入調査のことを問題にされたわけですし、それは産業をどれだけ細かくするかということ、使用表の内訳をどれぐらい細かくとれるかというのは、当時、総務省産業

連関担当の植松調査官からも説明がありましたけれども、なかなか難しそう。あと、部門を細かくするとなってくると、一部には、多分製造業ですけども、財の原価構造をとっていくという負担が起こるかもしれない。そうすると、新しいSUTの枠組みでは、事業所調査をベースにSUTを作りましょうと考えているにもかかわらず、今と同じような財ベースで投入構造をとっていくというのでは、製造業に対して、二重の負担もかかってくるかもしれない。そう考えると、どこまで細かくとれるかどうかというのは、今後、SUTタスクフォースで丁寧に検討していく必要が多分あるのだと思います。そういう意味で、まさに投入調査、使用表をどうするのか、投入調査の調査設計や実査の結果としてどれぐらい細かいものが作れるのかというのが決まってくるのですが、そこは大分前に私からも説明させていただきましたけれども、製造業の事業所、企業の数が減っていく中で、どこまでとれていくのかというのは、投入調査の記入誤差とか標本誤差の兼ね合いを考えて部門数を設定して、最後には公表部門数をどのようにするかを決定する必要がある。ただ、作成上の部門数を細かくするのに合わせて投入調査をすごく細かくやっていけばよいということではない、そうであるとすると、それは統計改革推進会議で報告者負担を抑制しながらSNAの精度向上を図ってほしいという御要望に必ずしも沿っていないということになるのではないかとこのように私としては考えているところです。

○宮川部会長 肥後参与、どうもありがとうございます。

私の説明不足のところもありまして、それはお詫びいたします。

○宮川専門委員 よろしいですか。今の投入調査の話、SUTタスクフォースで御説明いただいたとおりの話で、もちろん投入側が難しいということは確か、そういう中でどうしていきますかというときに、例えば経済センサスで全て投入をとるなどということとはとても、それこそ記入者負担の問題から難しいと。かといって、投入調査をやらないわけにもいなくて、では、投入調査を工夫してやりましょうというような話がSUTタスクフォースでお話があったと。これは今お話があったように、例えば事業所ベースでとることは難しいので、財ベース、あるいは商品の生産物みたいなものでとっていかうとか、いろいろな工夫をしていくというところで何かできる限り詳細なものをとれる限りとっていかうと。もちろん難しいものは無理なのではないところ、もちろん私自身も認識していますけれども、そういう意味では、投入調査でまさに重要なポイントが決まってくるので、これはタスクフォースの中でも申し上げたことですが、投入調査を是非、サンプルサイズや費用等々の面でも厚いものにしていく必要があるのではないかとこのようにお話をしましたが、今の話で全く異論があるわけではないのですが、あくまでもそういう中でしっかりと投入側はとっていくということも必要だと。その中で、必要ならば、可能な限り詳細な部門にしていく、もちろんむだに何もかも細かくしろということを言っているわけではないですが、そういうところだということに認識しております。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、私の今申し上げたこともありますけれども、今の宮川専門委員の御意見も踏まえて、統計委員会で御報告していただくようなことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、QEタスクフォースから御報告をお願いいたします。

山澤座長、お願いいたします。

○山澤臨時委員 10月11日に行われた第2回QEタスクフォース会合の審議状況を報告します。資料3-2、参考2を適宜御覧ください。

初めに、QEの推計精度の確保・向上に関する工程表への対応についてに掲げられた課題のうち、2018年度から検討を開始している実施事項への対応状況について、内閣府から項目ごとの検討方法、検討結果について説明がなされました。また、「タスクフォースとして了」としたものについては、2018年7-9月期第二次QEより実装予定としています。

まず、(1)(2)推計品目の分割・詳細化、基礎統計のシームレスな利用の検討について審議しました。今回は、サービス分野、具体的には、飲食サービス、自動車整備・機械修理、ソフトウェア業（除く受注ソフト等）などに絞って検討がなされました。

原理的には、①から③のいずれでも改善が見込まれることから、今回の検討品目に関しては、分割・詳細化及び基礎統計のシームレスな利用を実施することで、タスクフォースとして了としました。

次に、(3)共通推計品目の拡充について審議しました。QE推計においては、需要側情報と供給側情報を統合することによる並行推計項目について、供給側情報のみから推計をするように推計方法を変更し、QEと年次推計との改定差の縮小を図るものです。今回は、事前に改善が見込まれたサービスに関する推計品目の一部（16項目）について検討がなされました。

これらについては、共通推計項目化により、総じて精度が向上する傾向が見られました。こうした点も踏まえ、16項目については、共通推計項目化を実施する旨、報告がなされました。

委員等からは、追加的な検証の要望が寄せられましたが、16項目の共通推計項目自体についてはタスクフォースとして了としました。

また、その場で回答が得られなかった要望に関しては、内閣府において引き続き検討と整理しました。

続いて、(4)国内家計最終消費支出における統合比率の再推計について審議しました。

再推計を行う際には、2017年末に実施したものと同様の枠組みを適用する。結果については、今後、2018年7-9月期2次QE公表までにホームページなどでアナウンス予定との説明がなされました。

委員等からは、昨年度からの経緯を踏まえ、再推計した新統合比率については実装に先立ち、QEタスクフォース会合で審議すべき。その際、再推計の結果に加え、パラメーターの安定性、有意性の確保等に関する情報提供を要望との意見があり、タスクフォースにおいて、改めて審議することとしました。

具体的に積み残しになった論点に関しては、後ほど紹介しますが、資料3-3、第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点を参照してください。

最後に、(5)在庫変動の推計方法の精査について審議しました。1次QEから2次QEへの改定幅縮小に向けて、2つの手法を検証したものです。

第1は、石油統計が1次QE段階から利用可能であるため、新たにこれを用いる手法です。もっとも改定差縮小への寄与は限定的であったことから、作業負担等も含め、総合的に勘案し、石油統計を用いることは見送るとの説明がありました。

第2は、原材料在庫と仕掛品在庫について、現在のARIMA予測に代わる仮定として、前期の前年同期差と当期の前年同期差が等しくなるように当期の値を計上するという手法です。こちらは、予測誤差は現行手法に比して拡大するため採用しないとの説明がなされました。

委員等からは、幾つか追加的な要望が寄せられ、これに対して内閣府からは、在庫変動の推計については、2次QEでの基礎統計の利用方法など、推計方法全般を改めて精査し、改善の余地があるかどうか引き続き検討と回答しました。

タスクフォースとして、この方針を支持と整理しました。

次に、関根委員より提出されたデータ提供に関する新規の要望に係る可否について審議しました。

関根委員からの要望に対する内閣府の回答は、資料3-2、3ページのとおりです。

ごくかいつまんで御紹介しますと、関根委員は、国民経済計算体系的整備部会では、ユーザーがそのニーズに合った統合比率を計算できる環境を整えることを要請していたと指摘した上で、現在、内閣府から提供されているデータだけでは、そうした計算は困難であるため、それが可能となるように基礎データの情報提供をお願いしたいと要望されました。これはいわゆるリアルタイムデータの提供を要望したものです。

これに対して内閣府は、内閣府自身の推計においてはそうしたデータの多くを作成利用していないことを指摘した上で、それらを準備するためには相当な作業負担を伴うため、一部を除いて実務上、対応できないと回答しました。

また、データ提供時期に関しても、関根委員が、2015年までの推計値を統合比率の確定後速やかに、10～11月ごろに提供することを求めたのに対し、内閣府は、各QE公表後、5営業日後をめどにホームページに掲載。なお、7～9月期2次QEの際は、年次推計の公表作業と重なることから提供が遅れる可能性もあると回答しました。

このように、これまでの部会における整理や今回要望データの必要性、新たなデータ作成に係る作業負担の大きさなどをめぐって、関根委員と内閣府との意見は隔たりが大きく、タスクフォースとしての結論を得るには至りませんでした。

なお、この関連で民間企業設備に係る統合比率の検証の必要性を指摘する意見がありました。そのため、関根委員から、新規のデータ提供依頼については、座長である私が一旦引き取ることとし、本日の部会において、QEタスクフォースの議論を報告するに際して、本件の進め方も含めて、部会において整理することとなりました。

積み残しとなった論点及び今後の進め方を整理したものが、資料3-3、第2回QEタスクフォースで積み残しとなった論点です。先ほどの論点と合わせて、来月11月21日に、第3回QEタスクフォースを開催し、審議する予定です。

1 以下において課題を列挙しておりますので、これを参照していただき、何かお気付きの点がありましたら、本日、この場で御意見を賜れば幸いです。御指摘を踏まえて、タスクフォースにおいてしっかり審議したいと考えております。

私からの報告は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

山澤座長からは、来月、第3回QEタスクフォースを開催して、第2回QEタスクフォースで積み残しとなった事項を改めて審議するという御報告がありました。

それら積み残し案件、資料3-3に出ておりますけれども、それも含めて、御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 私からは、繰り返しということになりますが、データの提供につきまして、先般のQEタスクフォースで明らかになりましたことは、私からの要望、要望1、要望2に分けていますが、内閣府として対応する予定にはない、すなわちゼロ回答ということかと思えます。

私としましては、3月の統計委員会での整理に従いまして、ユーザーがそのニーズに合った統合比率の計算ができるようにデータ提供をいただくことを、本席をもちまして、また重ねてお願い申し上げたいと思えます。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

内閣府、どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 山澤座長から御説明がありました、今の資料3-3の(2)の提供時期について、少しだけ具体的に補足させていただきたいと思えます。

(2)の提供時期の点で、ここで論点になっているデータですが、7-9月期2次QEから実装いたします共通推計項目拡充後の国内家計最終消費支出の統合比率を再推計するために用います2015年までのデータとなります。

次に、*印2つで記載されております注記ですが、これは6月のQEタスクフォースに提出して、7月の部会で合意書をいただきました方針として、各QE公表後、5営業日後をめどにホームページに掲載。なお、7-9月期2次QEの際は、年次推計の公表作業と重なることから、提供が遅れる可能性もあるという方針に沿って対応させていただく趣旨です。

先日、タスクフォースに私どもから提供いたしました資料では、速やかな年内公表を前向きに検討と説明しておりましたが、その後の検討を進めまして、関根委員から新たに御要望のありましたデータのうち、対応できるものにつきましては、3月の部会長取りまとめで示された方向性に沿って対応させていただきたいと思っております。

なお、3月の部会長取りまとめで具体的に御要望いただきましたデータについては、既に対応済みということを示し添えさせていただきます。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

ただ、今、少し早口で言われたので、フォローアップができなかったのですけれども、多分、皆様、聞いておられる方は、関根委員が公表された部分をゼロ回答だったという部分と、それから、内閣府で、では対応させていただきますという部分があって、何と何が食い違っているかについて、もう少し内閣府から御説明いただけますか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 1つ1つ説明するとあれですが、なかなか、この前もタスクフォースで申しあげましたように、現在、QEの作成作業、あるいは公表において、そのプロセスの中で作っていないもの、それについての対応というのは、リソース上、非常に困難だということです。それに対して何ができるかといったところは、今後、タスクフォースで、11月にありますので、それに向けて可能な限り、私どもも頭を絞って、対応できるものは対応ができないか、そこは検討していきたいということです。

○宮川部会長 ほかに御意見ありますか。

少しまだ分からないのですけれども、資料3-2にある要望1の部分と、要望2の部分、これが関根委員からの要望された部分ですけれども、具体的には、本年12月10日の7-9月の2次QE公表後、そうした計算が可能となるような基礎データの情報提供は対応できるということですか。具体的には、各年の年次推計値の推計過程で用いられる各推計値の第4四半期値を起点に、QEと同様の方向で延長推計した翌年以降の各推計値を国内家計消費支出と民間企業設備として、1995年Q1と2017年Q4の期間、情報提供をいただきたいということだったのですが、タスクフォースでは、これ、2分割にされていて、どちらかがこれは計算が難しく、どちらまではできるということ、ある程度はできると、こういうことだったと思うのですが、そこをやはりきちんと部会では明らかにしておいていただいた方がいいと思うのですけれども。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 2015年まではできるということです。2016年以降は、全く新しい作業になりますので、そこは少し、今、物理的に……。

○宮川部会長 2015年Q4は、公表というのは……。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 はい、します。

○宮川部会長 各QE公表後の5営業日後をめどにホームページに掲載していますけれども、7-9月のQEの際には、年内を目指してやる、こういうことですか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 御指摘のとおりです。

○宮川部会長 問題は、2016のQ1から2017のQ4までについては、データを利用していないか、お作りになっていないかということだということですね。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 部会長、よろしいでしょうか。

○宮川部会長 はい。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 皆様に分かりやすいように、参考2という資料がありますので……。

○宮川部会長 参考2、ありますね。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 その11ページを御覧いただけますでしょうか。事務局から整理して申し上げます。

参考2の11ページに、カラーの図表、エクセルの表を張り付けているものがあります。これ、上段は国内家計最終消費支出に係るものです。現在、内閣府から御提供いただけると伺っておりますのは、こちらの上段、(1)の表の並行推計項目といわれる需要側推計値と供給側推計値の2項目を2015年第4四半期までというふうに聞いております。

逆に言いますと、2015年の第4四半期まで、いわゆる赤色の部分ですが、共通推計項目については御提供いただけないというふうに御回答いただいています。

○宮川部会長 赤の部分でも共通推計項目はできない。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 できないと御回答いただいています。

ですので、関根委員からの御要望は、この赤と黄色と緑、この3つになっているのですが、それぞれ性格が違うので色分けしていますが、内閣府から御提供いただけるとお約束いただいているのは、赤のうちの上2つを2015年までということです。

事務局からは以上です。

○関根委員 補足として。

○宮川部会長 はい、どうぞ。

○関根委員 ユーザーのニーズというのは、景気判断を行ううえで一番我々にとって適当な形の統合比率を計算したいということです。

そう考えますと、2015年までのデータというのは、内閣府が自分たちも使うから、それは公表するということですがけれども、景気判断は、やはり2015年まで一生懸命頑張っても、あまり意味がないことですので、私としては、やはり足元のところ、この黄色の部分のデータがないというのは、言ってみれば、ユーザーニーズを全く満たさないということと等しいということかと思えます。

そういうこともありまして、私は、先ほど、ゼロ回答という言葉申し上げた次第です。

○宮川部会長 ほかに御意見等ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○北村委員 これ、内閣府で黄色の部分はなかなか時間がかかるということですがけれども、前になる素材みたいなものを提供するということはできないのですか。もう少し粗いものでいいからとか、そういう。人的資源が足りないのであれば日本銀行でやってもらうとか、そういう。材料が、例えばエンジンがあっても、カットしたものは、きれいなものを見るのか、それとも素材で見る、何かそういうことはできないのですか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 なかなか、そうですね、どの程度の精度を求めるとか、近似的なものを求めていくかということもあろうかと思うのですがけれども、基本的には、改めてQEを推計せざるを得ないということに、そのぐらいのプロセスが必要だということになるかと思えますので、そのあたりが提供できるものは、今のところ、正直言って本当に思い付かないところであります。

○宮川部会長 ほかに御意見……。

山澤座長、どうぞ。

○山澤臨時委員 黄色の部分がやはり問題だと思うのですが、ここを完璧に再現するのは確かに難しいとは思いますが。日本銀行でやってもらうかどうかは別として、あまり作業が

かからないようなデータの提供とか、代替的な推計とか、多少なりともユーザーニーズを満たすような形で、何らかの提供をしていただくのがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮川部会長 どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 よろしいですか。

○宮川部会長 はい。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 なかなか難しいなと思いますけれども、何か提供できるか、代替的なものでも何かできるかというのは、少し知恵を絞るといいますか、ない知恵ですけれども、少し検討してみたいなと思います。

○宮川部会長 ほかに何か御意見……。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 一般論みたいな形になってしまうと思うのですが、日本の統計システムは分権的と言われていて、なかなかデータの共有とかというのが、府省の壁を超えてやりにくい。現に、SNAや何かは、公表されている資料を基にして作るというのが基本になっていて、内部データを使って、外には公表していないデータだけれども、それを使ってSNAを作るということはあまり積極的にはやられていないように思うのです。

先ほどの話で、毎月勤労統計に関しては厚生労働省からデータの提供があつて、それと、公表されているデータとで試算してみた結果を照合して、これだったら公表されているデータでやってもいいかというような検証があつて、それで先ほどの雇用者報酬についても御説明があつたと思うのですが、そういう外には提供していないのだけれども、統計部局の中でデータのやりとりをして、それで統計を作る、あるいはそれを検証するというようなことは、もっと積極的に行われてもいいのではないかというふうには個人的には前々から思っています。おそらく分権型のシステムではなくて、例えばカナダとかオーストラリアとか、集権的な統計システムをとっているところだと、日常茶飯事にそういうことをやっているのではないかと思います。もちろん非常に精密なものを作るためには、今やっていることの作業量が倍になってしまうということだと、とてもそれはできないということにはなるとは思いますけれども、先ほど御回答があつたように、何ができるのかということを考えていただいて、完全な形でデータの提供ができなかったとしても、これで何とかならないかというような交渉というか、そういう統計作成部局の中でのデータのやりとりは、今までよりもあつていいのではないかなというふうには思います。

以上、感想みたいなものですが、どうぞ。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

内閣府、何か御意見ありますか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 西郷委員、ありがとうございます。

私どもも、今、関係省庁との間で法制度に基づいた形でデータのやりとりは、前にも増してやらせていただいていると思っています。

一方で、結構、民間企業と申しますか、いろいろなところから、実はデータをいただいてやっているところもありますので、そことのバランスも踏まえて、どのような情報

提供ができるかとか、用意できるかということも考える必要があると思います。西郷委員がおっしゃるとおりだと思っています。

○宮川部会長 まさに西郷委員がおっしゃっていただいたとおりで、2年前の12月に政府で統計改革を、制度を改革するということから、いろいろな議論が出てきて、分権的な部分というものを修正していかななくてははいけない。それが1つは内閣府もやっておられると思いますが、行政情報の活用とか、そうしたこと。それから、そもそも各府省に統計の担当の方を置いて、情報を交換するということが制度として行われているわけですから、過去こうだったという議論は、もう成り立たないというふうに考えるべきだと思いますし、そういうルートがもし詰まってしまうとか、行き詰まってしまうということであれば、それは統計委員会なり、そういうところで議題にしなくてははいけない問題になるわけですね。まさにEBPMというか、統計制度を挙げて、それをうまく政策に活用するということが統計改革推進会議の基本で、そのために制度改革もやっているわけですから、そういうための統計情報を、何が必要で、何が足りないかというようなことは、この制度が始まったときから、従来とは変わっているという認識のはずだと思います。その点はまさに西郷委員がおっしゃるとおりではないかと私は思っています。

ほかに何か、皆様、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私は、まだ懸案事項は残っていますが、次のようにまとめさせていただきたいというふうに思います。

まず、内閣府のQEの精度向上の確保、向上に関する課題の対応、山澤座長が最初におっしゃったことについては、またQEのタスクフォースにおいて御検討、特に細かい御意見はなかったので、もしありましたら、また改めて御審議いただくというようなことにさせていただきたいと思います。

それから、国内家計最終消費支出における統合比率の再推計ですが、現時点では内閣府の手法のみが提示されたという形になっております。これも昨年来の経緯を踏まえすと、やはり委員の方々から御意見もあろうかと思えます。また、先ほども私が言いましたように、内閣府のとられている手法がそのまま、よほど緊急の事態でもない限り、そのままいくということではなくて、委員の知見を得て公表されるということから考えれば、11月21日に開催されるQEタスクフォース会合において、推計結果について有意水準などの統計量、需要側推計値及び供給側推計値の推移やその背景を含めて、しっかりと情報提供を受けて審議するというふうにしていきたいというふうに考えます。

それから、関根委員からのデータ提供に関する新旧の要望につきましては、山澤座長の論点メモ、それからここでの議論にもありますように、委員と内閣府との間で認識、それから意見にまだ隔たりがあるように思えます。この点につきましては、改めて関根委員からも御意見がありましたし、北村委員、西郷委員、それから山澤座長からも御意見やサジェスチョンをいただいております。そう考えますと、関根委員の御要望について、つまり、データの要望については、改めて今年の3月に本部会で皆様で合意した内容を確認して、その範囲だろうというふうに考えたいと思っております。私自身としては、以下のように

整理させていただければと思います。

まず、私もQEタスクフォースで強調しましたように、関根委員の御要望は、3月の国民経済計算体系的整備部会で合意した内容に基づいている。それは新たな委員の方もいらっしゃるのですが、もう一度概略を繰り返したいのですけれども、昨年来、QEの統合比率について、いろいろと議論を重ねてまいりました。その中でまだ望ましいQE、精度の高いQE、それからいろいろなQEの形があるということは認識されましたし、内閣府は、現在、会計的整合性を保つQEを出しているのだということは委員の中で合意をされました。ただ、QEを景気指標というふうに考えるときに、景気指標の考え方としては、経済取引という以上にQEを景気指標というふうに考える場合には、より統計的な観点から精度の高い景気指標の作成の仕方があるだろう。それについてはむしろ内閣府が持たれている情報を、委員の知見を踏まえて、できる限り提供するということが、この部会、3月においての部会で合意されたことであります。

そういう今申し上げることからすると、関根委員の要望に関しては、基本的には、よりよい景気指標を作りたいという立場から、詳細なデータを考えられているということで、これはまた内閣府が作っているか作っていないかということとは別問題であると考えます。

もちろん先ほど、内閣府がおっしゃったように、既存で作ることが非常に難しく、そしてまた、作るのにいろいろ、内閣府としての立場からは精度を高めるのに非常に時間がかかるということがある場合には、先ほど、やはり委員からのサジェスションもありましたように、どういう形であれば委員から要望があったデータが提供できるのかということをもう少し具体的に述べていただく必要があろうかと思えます。

既に、先ほども言いましたけれども、関根委員の御要望の場合は、わりと手前、手前の段階で御要望されていますので、内閣府も、速やかに対応をとっていただいて、11月21日のQEタスクフォース会合においては、きちんと委員間と、それから内閣府の間で合意ができる、つまり、11月21日の段階では、ある程度、統合比率についても、望ましさについても議論しなくてはいけないので、そういうデータのあり方についてもしっかり合意ができるように、会合に先立って、山澤座長が座長取りまとめなので、山澤座長に具体的な提供の考え方の提示をお願いしたいということです。その際には、提供時期もユーザーにとっては非常に重要なことですので、データ提供の期限の明示もお願いしたいというふうに思います。

私が強調しましたように、これは3月の部会での合意事項です。これについて、もし委員が違うというふうにおっしゃれば別ですけれども、委員の方で合意があって、それが今申し上げたことが守られないということになると、もう一度、去年の10月に戻って、望ましい景気指標またはQEのあり方は一体何なのだろうかということを経験せざるを得なくなってしまうというふうに思っております。それはいわゆる統計のあり方にとっても、現時点では望ましいことではありませんけれども、西村委員長もこの問題について非常に強い関心をお持ちですので、私がそうせざるを得ないというふうに判断した場合については、西村委員長についても、こうしたことをお考えになる可能性もあると思えます。したがって、こうした点について、やはり委員の皆様方の合意の状況に沿って、内閣府できちんと

対応していただきたい、こういうふうには思っております。

私の3月合意についての考え方、それから、それに沿った関根委員のデータ提供と、それから、内閣府へのお願いのことについて、今、整理をしたわけですが、何か委員の方々に、内閣府はいろいろ御意見があると思いますが、委員の方々にも御意見があると思います。もしそういうまとめ方だということがあれば、申し上げていただきたいと思えます。

○北村委員 今の宮川部会長の要約で、私、それをサポートしますけれども、3月の合意を見直さなくてはいけないというところまでいかないように対応していただきたいというのが切に願っていることなので、できること、できないことあると思うのですが、できる限り情報提供していただきたい、速やかにしていただきたいというのが私からの意見です。

○宮川部会長 ほかにありますでしょうか。

それでは、内閣府、お願いします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。今の部会長のお話、よく理解できました。引き続き、先ほど申し上げましたように、ない知恵を絞って、何ができるかというのは検討してまいりたいというように思っています。

一方、3月の時点で合意ということでありましたので、ですので、まさかと言ったらあれですが、いろいろな現状の予見ができたとは私は必ずしも思っていないので、結局、関根委員から新たな御要望が出たりしたものがありますので、完全に予見してあれが合意できたというふうには、私どもはなかなか考えづらいなと思っていますけれども、ただ、御指摘もありましたので、可能な限り、できるところは、我々として、何とか知恵を絞って検討していきたいというように申し上げたいと思えます。

○宮川部会長 これについて、やはり私ども、このまま守れば、基本的に認識していただきたいのは、内閣府が統計委員会として、QEとして、会計的整合性とか、先ほどおっしゃったような当面の経済取引をベースとしたQEのことについては、特に改めてそ上に乗せることはない。それは北村委員も今おっしゃったということです。そこもよく踏まえた上で対応していただきたいということだと思えます。

その点、事務的なこととしては、内閣府から、今、考えたいと長谷川総括政策研究官がおっしゃったことについて、山澤座長にしかるべく前向きな案をきちんと出していただいて、山澤座長、それから統計委員会担当室で検討できるような時間的な余裕を持ってやっていただきたいということです。

ありがとうございます。

それでは、今のようによまとめさせていただきたいというふうには思えます。

事務局から、日程等の連絡をお願いいたします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 第3回QEタスクフォースにつきましては、現在、11月21日午前に開催する方向で調整を進めております。会場など詳細が決まり次第、構成員の皆様に改めて御連絡いたします。

○宮川部会長 あと、その他の部分が残っているのですね。これはどこが……。失礼しま

した。少し時間が押してしまして申し訳ありません。

次に、その他の議題ですが、今回は事務局及び関係府省から報告を受けたいと思います。基本計画におきましては、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地に関する検討が課題として掲げられておりますが、これについては6月29日の第123回統計委員会において、西村統計委員長より、「QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速」が発議されたことを受け、前回の部会において、今後の進め方の方針を取りまとめたものです。

今回、この課題について、その後の検討状況を事務局及び関係府省から報告を受けたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 それでは、資料4-1を御覧ください。

1ページおめくりいただきまして、ページ番号2ですが、検証の経緯を整理しています。

ただ今、部会長から御紹介がありましたとおり、平成30年6月29日の統計委員会において、西村委員長より、「国民経済計算のQE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速」について、以下のような御発言があったというところです。時間の関係上、御発言の御紹介は省略いたします。

それを受けまして、3ページですが、検証の経緯ということで、中段です、現在までの取組状況、国民経済計算の財、サービスではなくて財の部分に関して、第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況を踏まえた暫定的な検証を既に実施しています。

その結論を踏まえて、経済産業省と統計委員会担当室において、それぞれ関係の深い品目等について改善策を検討したという経緯です。

ページ番号4ですが、もともと本件は基本計画に明記されているものですが、それを加速するというところで、来年3月あるいは4月に一定の報告ができるように準備を進めているところです。その整理しましたものが前回の部会資料です。

5ページを御覧いただきまして、先ほど申し上げた現在の検討状況を絵の形で整理したのですが、繰り返しになりますが、下の青いところ、①改定差の要因検証ということで、こちらについては、暫定的な改定差の状況を内閣府により分析いただいております。

それを踏まえまして、なぜそのような要因が生じているのかといったことについて、経済産業省と統計委員会担当室において分析をしたということです。

私に続きまして、内閣府から改定差の大きな品目の御紹介があり、それを踏まえて次に資料4-2においてそれらの御紹介があり、資料4-3、資料4-4で経済産業省と担当室からそのような御説明があります。

今後の方向性ですが、改定差の要因検証を正式に詰めまして、まずは既存の統計の活用、工夫でどのようなことができるかということを検討してまいりたいと考えております。それでも具体的な対応が難しいということになりますと、今後の課題としては、新しい統計の整備といったものも視野に考えていかなければいけないのか、これが一番左側、薄い青色になりますが、今後の課題として整理してあるところです。

私からの報告は以上です。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 そうしましたら、内閣府

から続けて説明をいたします。資料4-2です。第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況分析の進捗状況です。

今、統計委員会担当室から御説明ありましたように、資料4-1の4ページのスケジュールに沿って対応を進めているところです。これによりますと、8月に内閣府より暫定的な分析結果の提示というふうになっていますので、今回、内閣府では、この工程表に沿って、平成23年基準の計数で比較可能なもので、現在、我々が持っているデータ、これは2012年、2013年の暫定推計値、それから2015年の実際の年次推計で使ったデータについて、第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況について、暫定的な分析を行いました。

具体的には、財の分野の推計品目について、家計消費、それから総固定資本形成における改定差の分析を行いました。この暫定分析の結果、改定が大きいと思われる主な品目を以下のとおり掲げています。

家計消費については、一部の食料品や家電類、総固定資本形成については、造船や各種機械類が改定差に大きく寄与していることが分かったということです。

今回の分析はあくまで暫定的なものでして、またきちんとしたものを工程表に沿って3月をめどにお示ししたいというふうと考えているところです。こちらの暫定分析の結果を総務省、それから経済産業省とも共有して取り組んでいる、こういう状況です。

以上です。

○宮川部会長 次は、経済産業省。

○上野経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 それでは、資料4-3について、経済産業省から説明いたします。

このペーパーは、工業統計と、生産動態統計の両統計の目的であるとか性格から来る差異について、先ほど内閣府から提示がありました主な品目について、それらの差異が発生する要因を4つの類型について説明したものです。

1つ目が、御存じのとおり、工業統計は主業に産業分類格付けしているということ。それから、生産動態統計は、生產品目に着目して類似する品目群での調査、いわゆるアクティビティ調査ですけれども、主業ではなくとも当該品目の製造をしていれば調査するということなので、そのようなところから、格付けの問題、捉え方の問題で差異が出てくるということです。参考で次のページに例示がありまして、エアコンについて、両調査はこういう捉え方をしていますと解説しています。生産動態統計調査は、縦軸で、エアコンをエンジンで駆動するものと電気駆動に分け、更に電気駆動方式はセパレート型、パッケージ型といった形式、更には能力別に品目を分割しております。一方、工業統計調査では横軸となり、家庭用と業務用とに分かれています。家庭用が「民生用電気機械」、それから業務用が「はん用機械」と日本標準産業分類の中分類が異なり、エンジン駆動については「金属製品工業」となるなど、産業分類上では別の産業になるため、今後、内閣府がどういう使い方をして第1次年次推計を行っているかということもご教示いただきながら検討していくということになるかと思えます。

2つ目が、提示された品目のほとんどで該当するとは思っているのですが、工業統計調査では、部分品であるとか付属品、他に分類されないその他の製品も調査対象にし

ていますが、生産動態統計調査は、基本的に特定の完成品のみを対象としているということで、その部分が抜け落ちる可能性がかなりあるということです。

それから3つ目が、受入商品の関係です。換言すれば、受委託の関係、あるいはOEMの関係です。工業統計調査は自工場で製造したもの、あるいは原材料を支給して製造させたものについては計上しています。しかし、生産動態統計調査については、自工場以外で製造した受け入れ製品も出荷額で計上しています。つまり、国内外から受け入れたものを出荷で計上しているということがあって、出荷では工業統計調査よりも額が大きくなるというくせがあるということです。逆に、発注元が製造業以外である場合、工業統計には加工賃しか報告されませんが、生産動態統計調査では原材料も価額も含めて生産に計上されてきます。

4つ目は、事業所の対象範囲ということで、工業統計調査は、5年に一度、「経済センサス-活動調査」として、全数調査をやっているということと、中間年は従業者数4人以上が調査の対象になる調査ですが、生産動態統計は、品目によって異なりますが、従業者数が100人あるいは50人以上でないと調査対象とならない、いわゆる「裾切り調査」をしているというところから来る差異があります。

いずれにしても、中身については、今後、内閣府と情報を共有しながら詳細な対応関係を整理し、推計精度の向上に向けて詰めていくという作業になっていくかと思います。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。あとは、肥後参与。

○肥後総務省参与 引き続きまして、統計委員会担当室から、資料4-4に沿いまして、経済産業省が担当する以外の食料品と鋼船の検証結果を御報告させていただきます。資料4-4の2ページ目を御覧ください。

これら品目の生産的な特徴をまず申し上げますと、この中には清涼飲料水、そう菜・すし・弁当、菓子類、パン類、肉加工品、冷凍魚介類と食料品が中心です。下の表で数字をいろいろ挙げておりますけれども、黄色を御覧いただければと思うのですが、これは基準年の産業連関表の生産額が記載しておりますけれども、製造業以外、製造小売とか、あるいは農業経営体とか、そういうところで生産されている比率が結構あるということで、2割ぐらいいはあるということですから、そもそも工業統計のみでは生産活動はフルにカバーできるわけではないというのが1つ推計の難しさの点です。

続きまして3ページ目です。この続きでして、今度は緑ですが、緑につきましても、産業連関表の推計上、製造小売と明示的に分かれてはいないわけですがけれども、工業統計の数字と基準年の産業連関表の数字を見ますと、やはりカバレッジは緑のところも8割程度しかないということです。

この理由はこれから詳細に分析しなければいけないと考えているのですが、今のところ得られた情報から分かっていることを申し上げますと、1つは、先ほど、経済産業省から説明がありましたけれども、やはり委託、受委託生産はなかなか難しいところがありまして、その分が工業統計には計上されない可能性がある。清涼飲料水はいわゆるプライベートブランドという形で小売業から委託されている可能性が結構あるということです。

2番目は、やや似ておりますけれども、製造業以外による製造が行われている。例えば、冷凍魚介類ですと、漁業をやっておられる事業者、あるいは卸小売業をやっている事業者が冷蔵庫を持って冷凍魚介類を持っているということがありますので、その結果として工業統計ではカバーされない可能性があるということです。

また、一部では、中間年の工業統計と経済センサスー活動調査の基準年との間で出荷額（対象事業所数）に一部段差があるということです。

これらの中では、鋼船だけが結構すっきりしていて、製造業の生産シェアはほぼ100%ですし、工業統計のカバレッジも高いということです。

続きまして、4ページ目です。そのような中で、各府省、生産動態統計の整備が必ずしも十分ではないのかなと思います。

4ページ目、下です。一番左側を御覧いただければと思いますが、食料品関係については、今、生産動態統計に類似する生産統計はない。実際にあるのは冷凍魚介類は農林水産省、それから鋼船については国土交通省でやっているものがあるということです。

その結果、清涼飲料水、それから菓子類、肉加工品については、生産額の把握に幅広く業界統計を利用しているということですが、ただ、業界統計のカバレッジや生産額の範囲、これは商業マージンが入っている場合もありますので、などの確認が必要ということです。

一方、さらに、そう菜・すし・弁当、パン類については生産動態がないのですが、それだけでなくカバレッジが広い業界統計も作成されていないので、生産額の把握は容易でないと。本当にそう菜・すし・弁当はほとんど何もなくて、パン類については、農林水産省の外部委託で食料産業動態調査というのがあるのですが、そこでの統計は小麦粉の使用量の統計ですので、パンが焼かれた生産量の統計ではないということです。

また、一部の統計は、生産量だけですので、生産額を名目に直すには価格データが必要なのですが、その点でも課題があるということです。

次、5ページ目です。それを受けまして、現状、これらの品目はSNA産業連関表の基礎統計はまちまちということです。製造業ですので、第一次年次推計は生産動態でやって、第二次年次推計は工業統計でやって、基準年は経済センサスー活動調査の製造業部分でやるというのが普通の標準的なアプローチかと思いますが、そういうふうにはなっていないということです。

むしろ特徴的なのは、第一次年次推計と基準年の産業連関表において、ほぼ同一の業界統計が利用されている品目、清涼飲料水、菓子類、肉加工品がそうですが、あるいは鋼船もそうであるということです。

第一次年次推計は、先ほど申し上げましたように、そう菜・すし・弁当では利用可能な統計がないということですし、パン類でも、パンの生産は小麦粉の使用量に比例するとの前提で推計が行われている実情です。

一方、第二次年次推計については、全品目で工業統計調査が延長推計に利用されているということです。

それをまとめたのが6ページ目ですけれども、内閣府から左側で、第一次年次推計と工業統計で変動パターンがかい離しているという御指摘を受けたわけですが、真ん中のとこ

ろで、第二年年次推計の基礎統計のカバレッジは十分かということとして、これは青のところは高いということで、一部、商業マージン等がありますけれども、一方、赤はかなり問題がありそうです。黒はその真ん中ぐらいということですが、この辺については十分検証する必要があります。それから、工業統計については、先ほどから申し上げておりますとおり、委託生産だったり、製造小売、あるいは畜産業、漁業による生産分が対象外といったところの課題があるということです。

今後の取組ですけれども、先ほどの資料4-1の5ページ目を御覧いただけますでしょうか。現在、改定差の要因検証を統計委員会担当室でやらせていただいておりますけれども、今後は既存統計を活用し、第一年年次推計の利用方法を、例えばカバレッジが高い産業連関表に近付けるという可能性を内閣府と連携して検討したいというふうに思っております。その上で、特に基礎統計が見当たらないそう菜・すし・弁当やパン類等については、他の統計調査の拡充等についても、関係府省と連携しながら検討させていただきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの説明を踏まえまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

私から若干感想を申し上げさせていただきたいと思うのですが、経済産業省の御説明資料4-3ですが、そもそも生産動態統計と工業統計について、幾つかの不一致があるということです。これはやはり第一年年次推計、第二年年次推計の精度の差につながってきますので、改定差を縮小するためには、やはり具体的な手立てを考える必要があるだろう。例えば、生産動態統計と工業統計との品目分類の考え方の違い、それが一次と二次でコンバーターの違いにもなってきて、それがきちんとうまく、一次と二次との改定でうまくつながるようになってきているのかどうかということです。

そうしたときに、むしろ生産動態統計で幾つか調整できるようなことがあるのかどうか。生産動態統計がカバーしていない部分品・取付具・付属品についても同じようなことが言えるのではないかとということです。

実際、来年の春に生産動態統計の諮問・審議がまた行われる予定にはなっていますので、こうした今言われた定性的なかい離、それから内閣府に第一次確報、第二次確報という形で変換するときのそれぞれの差をできるだけ縮小するというのを考えると、もう少し具体的な検討方法、できること、できないことがあると思いますが、それを考えていく必要があるのではないかと思います。

あと、今、肥後参与が御説明された資料4-4ですが、食料品の品目については、なかなかこれも一次と二次といいますか、推計のところギャップがあるということです。今、肥後参与が御説明されたように、新たな統計で対応できるのか、それとも付加的な調査が必要なのかどうか、できる限り、めどを付けていく必要があるかというふうに思います。

これは私の感想ですけれども、何かほかに御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私から今申し上げました経済産業省の生産動態統計と工業統計との違いをできるだけ縮小していくような課題、それは内閣府がどういう形で産業分類をうまくコンバートしていくかということにも関わってくるので、内閣府との相談も必要ですけれども、そうしたことも含めた課題、それから、先ほど、統計委員会担当室から報告があった食料品に関する課題、これについては、やはり検討の一層の加速化が必要だろうというふうに考えておりますので、その点は次回の1月の本部会に御報告をいただいて、改めて御審議をいただく。もう少し具体的な形で御審議をいただくというふうにまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、もともと今回、統計改革をやっておりますが、2年前の議論から始まっております。その中心がGDPということもありますので、つい課題が非常にこの部会に集中しまして、予定の時間をかなり超過いたしまして、非常に申し訳ありませんでした。また、審議に御協力いただいた委員の皆様には、大変感謝をしております。

本日御審議いただいた内容ですが、10月25日に予定されております次回の統計委員会に審議状況を御報告いたします。私が欠席する予定ですので、今日のまとめにつきまして、御報告内容につきましては、中村部会長代理にお願いしたいと思います。中村部会長代理、よろしく願いいたします。

それでは、次回部会の開催日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室室長 次回の部会につきましては、日程等詳細が決まりましたら、改めて御連絡いたします。

○宮川部会長 それでは、本日の部会は終了といたします。長時間どうもありがとうございました。